

奈良市公報

第136号

令和7年1月16日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

条 例

月	日	番号	件名	主管
12	19	39	奈良市公報号外第13号に掲載	DX推進課
12	19	40	奈良市公報号外第13号に掲載	共生社会推進課
12	19	41	奈良市公報号外第13号に掲載	一時保護課
12	19	42	奈良市公報号外第13号に掲載	市民課
12	19	43	奈良市公報号外第13号に掲載	廃棄物対策課
12	19	44	奈良市公報号外第13号に掲載	地域づくり推進課
12	19	45	奈良市公報号外第13号に掲載	土木管理課
12	19	46	奈良市公報号外第13号に掲載	企業局水道計画課

規 則

月	日	番号	件名	主管
12	25	58	奈良市公報号外第13号に掲載	市民税課
12	25	59	奈良市公報号外第13号に掲載	共生社会推進課
12	25	60	奈良市公報号外第13号に掲載	市民課
12	25	61	奈良市公報号外第13号に掲載	土木管理課
12	25	62	奈良市公報号外第13号に掲載	土木管理課
12	25	63	奈良市公報号外第13号に掲載	消防局総務課
12	27	64	奈良市公報号外第13号に掲載	人事課

告 示

月	日	番号	件名	主管
12	16	646	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
12	17	647	入札参加資格審査の申請の期間の決定	契約課
12	17	648	令和6年度奈良市一般会計補正予算の要領	財政課
12	17	649	差押調書の公示送達	滞納整理課
12	17	650	奈良市公報号外第13号に掲載	市民課
12	18	651	指定管理者の指定	都祁行政センター地域振興課
12	18	652	指定管理者の指定	都祁行政センター地域振興課

12	18	653	指定管理者の指定	都祁行政センター地域振興課
12	19	654	農用地利用集積計画の決定	農政課
12	19	655	指定管理者の指定	文化振興課
12	20	656	指定管理者の指定	住宅課
12	20	657	大和都市計画生産緑地地区の変更	都市計画課
12	20	658	特定生産緑地の指定の解除	都市計画課
12	20	659	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定	障がい福祉課
12	20	660	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定(更新)	障がい福祉課
12	20	661	児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者の指定(更新)	障がい福祉課
12	20	662	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止	障がい福祉課
12	20	663	障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者の廃止	障がい福祉課
12	20	664	児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業者の廃止	障がい福祉課
12	20	665	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止	障がい福祉課
12	24	666	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
12	24	667	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
12	24	668	観光案内所の臨時休館	観光戦略課
12	25	669	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
12	25	670	地籍調査作業規程準則の規定による筆界案の作成	土木管理課
12	25	671	地籍調査作業規程準則の規定による筆界案の作成	土木管理課
12	25	672	奈良市公報号外第13号に掲載	環境政策課
12	27	673	放置自転車等の保管	環境政策課
12	27	674	放置自転車等の保管	環境政策課
12	27	675	指定管理者の指定	スポーツ振興課
12	27	676	令和6年度奈良市一般会計補正予算の要領	財政課
12	27	677	指定管理者の指定	スポーツ振興課
12	27	678	指定管理者の指定	スポーツ振興課
12	27	679	指定管理者の指定	奈良町にぎわい課
監 査				
月	日	番号	件名	
12	16	15	議会請求に係る監査結果の公表	
12	26	16	監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知	

12	26	17	包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知	
12	27	18	定期監査の実施	
公 営 企 業				
月	日	番号	件名	主管
12	18	65	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
12	25	66	入札参加資格審査の申請の期間の決定	企業総務課
12	27	15	奈良市公報号外第13号に掲載	企業総務課
教 育 委 員 会				
月	日	番号	件名	主管
12	19	20	定例教育委員会の開催	教育政策課
12	20	21	指定管理者の指定	地域教育課
12	20	22	指定管理者の指定	地域教育課
12	20	23	指定管理者の指定	地域教育課
12	20	24	指定管理者の指定	地域教育課
12	20	25	指定管理者の指定	地域教育課
12	20	26	指定管理者の指定	地域教育課
12	20	27	指定管理者の指定	地域教育課
12	20	28	指定管理者の指定	地域教育課
12	20	29	指定管理者の指定	地域教育課
12	20	30	指定管理者の指定	地域教育課
12	20	31	指定管理者の指定	地域教育課
12	20	32	指定管理者の指定	地域教育課
12	20	33	指定管理者の指定	地域教育課
12	20	34	指定管理者の指定	地域教育課
12	20	35	指定管理者の指定	地域教育課
12	20	36	指定管理者の指定	地域教育課
12	20	37	指定管理者の指定	地域教育課
12	20	38	指定管理者の指定	地域教育課
12	20	39	指定管理者の指定	地域教育課
12	20	40	指定管理者の指定	地域教育課
12	20	41	指定管理者の指定	地域教育課
12	20	42	指定管理者の指定	地域教育課

告

示

奈良市告示第646号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和6年12月16日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

令和6年8月14日 奈良市指令整開 第24A-20号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和6年12月16日 第1921号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市六条町234番4、234番5、234番6、234番7、234番8、234番9、234番10及び234番11

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市小槻町209番地の3

田上 博

橿原市中曾司町214番地の1

田上 政隆

天理市三島町119番地1

林 薫

奈良市西ノ京町189番地

龍村 行男

(令和6年12月16日揭示済)

奈良市告示第647号

奈良市建設工事等入札参加の資格等に関する要領（令和5年奈良市告示第524号）第3条第2項の規定により、入札参加資格審査の申請の期間を定めたので、次のとおり告示する。

令和6年12月17日

奈良市長 仲川元庸

1 定期申請及び追加申請の期間

令和7年1月6日から同月31日まで

2 競争入札参加資格の有効期間

(1) 定期申請 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

(2) 追加申請 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(令和6年12月17日揭示済)

奈良市告示第648号

令和6年奈良市議会12月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表する。

令和6年12月17日

奈良市長 仲川元庸

1 令和6年度奈良市一般会計補正予算（第7号）

令和6年度奈良市一般会計
補正予算（第7号）

令和6年度奈良市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ363,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166,630,693千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		37,142,109	65,500	37,207,609
	1. 国庫負担金	21,940,524	55,500	21,996,024
	4. 国庫交付金	10,907,442	10,000	10,917,442
20. 繰入金		2,499,889	221,302	2,721,191
	2. 基金繰入金	2,341,247	221,302	2,562,549
21. 繰越金		1,671,655	76,298	1,747,953
	1. 繰越金	1,671,655	76,298	1,747,953
歳入合計		166,267,593	363,100	166,630,693

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		647,380	1,400	648,780
	1. 議会費	647,380	1,400	648,780
2. 総務費		19,116,708	△ 282,520	18,834,188
	1. 総務管理費	12,776,914	△ 324,070	12,452,844
	3. 徴税費	1,638,462	11,000	1,649,462
	4. 戸籍住民基本台帳費	1,060,797	10,800	1,071,597
	5. 選挙費	247,991	100	248,091
	6. 統計調査費	29,845	3,750	33,595
	7. 監査委員費	63,766	15,900	79,666
3. 民生費		77,189,795	153,500	77,343,295
	1. 社会福祉費	37,300,616	5,450	37,306,066
	2. 児童福祉費	26,273,253	122,200	26,395,453
	3. 生活保護費	13,364,114	16,700	13,380,814
	4. 国民年金事務費	251,812	9,150	260,962

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 衛生費		14,406,097 ^{千円}	251,220 ^{千円}	14,657,317 ^{千円}
	1. 保健衛生費	5,227,704	229,820	5,457,524
	2. 保健所費	879,124	1,150	880,274
	3. 清掃費	8,049,183	20,250	8,069,433
5. 労働費		102,289	1,850	104,139
	1. 労働諸費	102,289	1,850	104,139
6. 農林水産業費		803,768	42,550	846,318
	1. 農林費	803,768	42,550	846,318
7. 商工費		1,451,565	17,550	1,469,115
	1. 商工費	1,451,565	17,550	1,469,115
8. 観光費		1,033,095	3,250	1,036,345
	1. 観光費	1,033,095	3,250	1,036,345
9. 土木費		13,076,881	220,400	13,297,281
	1. 土木管理費	108,145	77,250	185,395
	2. 道路橋梁費	6,331,753	19,900	6,351,653
	3. 河川費	391,760	1,500	393,260
	4. 都市計画費	4,826,855	97,510	4,924,365
	6. 住宅費	533,433	24,240	557,673
10. 消防費		5,537,762	300	5,538,062
	1. 消防費	5,537,762	300	5,538,062
11. 教育費		14,120,712	△46,400	14,074,312
	1. 教育総務費	4,241,710	△121,400	4,120,310
	2. 小学校費	2,342,810	17,403	2,360,213
	3. 中学校費	1,354,936	7,197	1,362,133
	4. 高等学校費	966,307	30,300	996,607
	5. 幼稚園費	645,538	19,750	665,288
	7. 保健体育費	2,856,251	350	2,856,601
歳出合計		166,267,593	363,100	166,630,693

第2表 債務負担行為補正

1. 追加分

事 項	期 間	限 度	額
子宮頸がんワクチンキャッチアップ 接種延長業務委託	令和6年度から 令和7年度まで		千円 29,000
不燃ごみ等処理業務委託	令和6年度から 令和9年度まで	51,500円/tに搬出量を乗じ、消費税及び地方消費税を加えた額	
道路橋梁維持補修経費	令和6年度から 令和7年度まで		42,000
中学校教科用図書・指導書 購入経費	令和6年度から 令和7年度まで		72,000
指定管理者による奈良市杉岡華郵 書道美術館の管理に要する経費	令和7年度から 令和11年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額	
指定管理者による奈良市都祁交流センター の管理に要する経費	令和7年度から 令和9年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額	
指定管理者による奈良市都祁体育館 の管理に要する経費	令和7年度から 令和9年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額	
指定管理者による奈良市鴻ノ池球場ほか 16施設の管理に要する経費	令和7年度から 令和11年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額	
指定管理者による奈良市都祁生涯スポーツ センターコートほか3施設の管理に要する経費	令和7年度から 令和9年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額	
指定管理者による奈良市右京コミュニティ スポーツ会館の管理に要する経費	令和6年度から 令和7年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額	
指定管理者による奈良町にぎわいの家 ほか1施設の管理に要する経費	令和7年度から 令和11年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額	
指定管理者による西部公民館学園 大和分館の管理に要する経費	令和7年度から 令和11年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額	
指定管理者による南部公民館 精華分館の管理に要する経費	令和7年度から 令和11年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額	
指定管理者による南部公民館 東九条分館の管理に要する経費	令和7年度から 令和11年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額	
指定管理者による田原公民館 横田分館の管理に要する経費	令和7年度から 令和11年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額	
指定管理者による田原公民館 水間分館の管理に要する経費	令和7年度から 令和11年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額	
指定管理者による田原公民館 袖ノ川分館の管理に要する経費	令和7年度から 令和11年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額	
指定管理者による富雄公民館 元町分館の管理に要する経費	令和7年度から 令和11年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額	

事 項	期 間	限 度 額
指定管理者による柳生公民館費 興ヶ原分館の管理に要する経費	令和7年度から 令和11年度まで	協定に基づき決定した指定期 間における管理に要する額
指定管理者による柳生公民館費 指 島分館の管理に要する経費	令和7年度から 令和11年度まで	協定に基づき決定した指定期 間における管理に要する額
指定管理者による柳生公民館費 指 丹分館の管理に要する経費	令和7年度から 令和11年度まで	協定に基づき決定した指定期 間における管理に要する額
指定管理者による柳生公民館費 指 北野山分館の管理に要する経費	令和7年度から 令和11年度まで	協定に基づき決定した指定期 間における管理に要する額
指定管理者による興東公民館費 指 狭川分館の管理に要する経費	令和7年度から 令和11年度まで	協定に基づき決定した指定期 間における管理に要する額
指定管理者による興東公民館費 指 大平尾分館の管理に要する経費	令和7年度から 令和11年度まで	協定に基づき決定した指定期 間における管理に要する額
指定管理者による春日公民館費 指 西木辻分館の管理に要する経費	令和7年度から 令和11年度まで	協定に基づき決定した指定期 間における管理に要する額
指定管理者による春日公民館費 指 大安寺分館の管理に要する経費	令和7年度から 令和11年度まで	協定に基づき決定した指定期 間における管理に要する額
指定管理者による春日公民館費 指 済美南分館の管理に要する経費	令和7年度から 令和11年度まで	協定に基づき決定した指定期 間における管理に要する額
指定管理者による二名公民館費 指 二名分館の管理に要する経費	令和7年度から 令和11年度まで	協定に基づき決定した指定期 間における管理に要する額
指定管理者による京西公民館費 指 平松分館の管理に要する経費	令和7年度から 令和11年度まで	協定に基づき決定した指定期 間における管理に要する額
指定管理者による伏見公民館費 指 あやめ池分館の管理に要する経費	令和7年度から 令和11年度まで	協定に基づき決定した指定期 間における管理に要する額
指定管理者による平城公民館費 指 歌姫分館の管理に要する経費	令和7年度から 令和11年度まで	協定に基づき決定した指定期 間における管理に要する額
指定管理者による飛鳥公民館費 指 白毫寺分館の管理に要する経費	令和7年度から 令和11年度まで	協定に基づき決定した指定期 間における管理に要する額
指定管理者による都跡公民館費 指 佐紀分館の管理に要する経費	令和7年度から 令和11年度まで	協定に基づき決定した指定期 間における管理に要する額

2. 変更分

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
佐保小学校校舎建設事業	令和6年度から 令和9年度まで	千円 5,114,500	令和6年度から 令和10年度まで	千円 5,114,500

(令和6年12月17日揭示済)

奈良市告示第649号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基づく差押調書(謄本)については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和6年12月17日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書(謄本)
- 2 送達を受けるべき者
省略

(令和6年12月17日揭示済)

奈良市告示第651号

奈良市都祁生涯スポーツセンター等4施設の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和6年12月18日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市都祁白石町846番地の5
奈良市都祁生涯スポーツセンターコート
奈良市都祁生涯スポーツセンター球技場
奈良市都祁生涯スポーツセンター多目的コート
奈良市都祁生涯スポーツセンタークラブハウス
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市都祁白石町1026番地の1
都祁まちづくり協議会
会長 大西 均
- 3 指定管理者の指定の期間
令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。
(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
(3) その他市長が定めること。

(令和6年12月18日揭示済)

奈良市告示第652号

奈良市都祁体育館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和6年12月18日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市都祁白石町1161番地
奈良市都祁体育館
- 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市都祁白石町1026番地の1
都祁まちづくり協議会
会長 大西 均

3 指定管理者の指定の期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関する事。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する事。
- (3) その他市長が定める事。

(令和6年12月18日揭示済)

奈良市告示第653号

奈良市都祁交流センターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和6年12月18日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市都祁白石町1133番地
奈良市都祁交流センター

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市都祁白石町1026番地の1
都祁まちづくり協議会
会長 大西 均

3 指定管理者の指定の期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市都祁交流センター条例（平成17年奈良市条例第40号）第3条に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 交流センターの使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 交流センターの施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

(令和6年12月18日揭示済)

奈良市告示第654号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、改正後の農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定により公告する。

令和6年12月19日

奈良市長 仲川 元庸

(令和6年12月19日揭示済)

奈良市告示第655号

奈良市杉岡華邨書道美術館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和6年12月19日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市脇戸町3番地
奈良市杉岡華邨書道美術館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町13番1号
一般財団法人奈良市総合財団
理事長 西谷 忠雄

3 指定管理者の指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市杉岡華邨書道美術館条例（平成12年奈良市条例第16号）第3条に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 奈良市杉岡華邨書道美術館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (3) その他市長が定める事。

(令和6年12月19日掲示済)

奈良市告示第656号

市営住宅、改良住宅等及びコミュニティ住宅（以下「市営住宅等」という。）の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和6年12月20日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

- (1) 市営住宅及び共同施設
- (2) 改良住宅等及び地区施設
- (3) コミュニティ住宅及び共同施設

2 指定管理者の所在地及び名称

香川県高松市紺屋町3番地6
株式会社穴吹ハウジングサービス
代表取締役社長 新宮 章弘

3 指定管理者の指定の期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 市営住宅等の入居者の募集に関する事。
- (2) 市営住宅等の家賃の徴収に関する事。
- (3) 市営住宅等及び共同施設（地区施設を含む。以下同じ。）の維持、修繕及び改良に関する事。
- (4) 市営住宅等及び共同施設に係る環境整備に関する事。
- (5) 前2号に定めるもののほか、市営住宅等及び共同施設の管理に関するものうち市長が定めるもの

(令和6年12月19日掲示済)

奈良市告示第657号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年12月20日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区

2 変更に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市青野町二丁目、秋篠新町、秋篠町、大森町、大森西町、押熊町、学園大和町六丁目、恋の窪一丁目、恋の窪東町、菅原町、菅原東一丁目、大安寺二丁目、大安寺七丁目、東九条町、二名平野二丁目、平松三丁目、平松五丁目、

法蓮町、三碓二丁目及び南紀寺町五丁目の各一部

3 縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 都市整備部 都市計画課

(令和6年12月20日揭示済)

奈良市告示第658号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年12月20日

奈良市長 仲川元庸

生産緑地地区番号	位置	特定生産緑地の面積	公示日
52	押熊町地内	約735㎡	令和4年12月23日
489	恋の窪一丁目地内	約1,240㎡	令和3年12月27日
	恋の窪一丁目地内	約830㎡	令和3年12月27日
502	恋の窪東町地内	約1,044㎡	令和3年12月27日

区域は解除図表示のとおり

解除図省略

(令和6年12月20日揭示済)

奈良市告示第659号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき告示する。

令和6年12月20日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和6年12月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910104468	株式会社 KenMeg&T	630-8434	奈良県奈良市山町776番地の4	ふあ〜みんぐ	630-8325	奈良県奈良市西木辻町121-2朝日プラザ奈良プレシオ101号室	就労継続支援B型	令和12年11月30日
2910104476	一般社団法人障がい者IT雇用促進機構	630-0243	奈良県生駒市俣口町1134-1	ツクルLABO	630-8012	奈良県奈良市二条大路南一丁目3-1ミ・ナーラ1階	就労継続支援B型	令和12年11月30日
2910104484	社会福祉法人やまと	634-0002	奈良県橿原市東竹田町371番地	椎の舎	632-0246	奈良県奈良市都祁友田町1415-1	短期入所	令和12年11月30日
2920100761	社会福祉	634-0002	奈良県橿原市東竹	椎の舎	632-0246	奈良県奈良市都祁	共同生活	令和12年

	法人やまと		田町371番地			友田町1415-1	援助	11月30日
--	-------	--	---------	--	--	-----------	----	--------

(令和6年12月20日揭示済)

奈良市告示第660号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定（更新）したので、同法第51条第1号の規定に基づき告示する。

令和6年12月20日

奈良市長 仲川元庸

1 指定更新年月日 令和6年12月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910100201	社会福祉法人ならやま会	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町2532-3	生活介護事業わかさ園	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町2532-3	生活介護	令和12年11月30日
2910100797	社会福祉法人ならやま会	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町2532-3	もえぎ	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町2605-21	生活介護	令和12年11月30日
2910101886	特定非営利活動法人みつわ会	630-8451	奈良県奈良市北之庄町658-1	ショートステイひだまり	630-8452	奈良県奈良市北之庄西町1-10-16	短期入所	令和12年11月30日
2910102926	京奈商事合同会社	630-8144	奈良県奈良市東九条町771-3	ライフサポート風の谷	630-8144	奈良県奈良市東九条町771-3 2F	生活介護	令和12年11月30日
2920100191	社会福祉法人奈良県手をつなぐ育成会	635-0154	奈良県高市郡高取町大字観覚寺1382番地	はなばたけ	630-8113	奈良県奈良市法蓮町350番1	共同生活援助	令和12年11月30日

(令和6年12月20日揭示済)

奈良市告示第661号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定（更新）したので、同法第21条の5の25第1号の規定に基づき告示する。

令和6年12月20日

奈良市長 仲川元庸

1 指定更新年月日 令和6年12月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2950161568	株式会社ハッピーサービス	630-8043	奈良県奈良市六条三丁目1	発達支援リハスタジオハッピーリ	630-8043	奈良県奈良市六条三丁目1	児童発達支援、放課後等	令和12年11月30日

	グループ		番15号	ング西ノ 京		番15号	イサービ ス	
--	------	--	------	-----------	--	------	-----------	--

(令和6年12月20日揭示済)

奈良市告示第662号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を廃止したので、同法第51条第2号の規定に基づき告示する。

令和6年12月20日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和6年12月31日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910101076	株式会社ゆい	630-8141	奈良県奈良市南京終町二丁目1201-14	ケア・サポートゆい	630-8141	奈良県奈良市南京終町二丁目1201-14	行動援護

(令和6年12月20日揭示済)

奈良市告示第663号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者を廃止したので、同法第51条の30第2項第2号の規定に基づき告示する。

令和6年12月20日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和6年12月31日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2930100983	株式会社協阪	630-8141	奈良県奈良市南京終町646番地	相談支援センターえんじょい	630-8141	奈良県奈良市南京終町七丁目564-4	計画相談支援

(令和6年12月20日揭示済)

奈良市告示第664号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者を廃止したので、同法第24条の37第2号の規定に基づき告示する。

令和6年12月20日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和6年12月31日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2970101693	株式会社協阪	630-8141	奈良県奈良市南京終町646番地	相談支援センターえんじょい	630-8141	奈良県奈良市南京終町七丁目564-4	障害児相談支援

(令和6年12月20日揭示済)

奈良市告示第665号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者を廃止したので、同法第 51 条第 2 号の規定に基づき告示する。

令和 6 年 12 月 20 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 廃止年月日 令和 6 年 11 月 30 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910103403	合同会社は っぴい	632-0032	奈良県天理 市杣之内町 926-1 秀英 荘 7 号室	生活介護と んぼ	632-0251	奈良県奈良 市針町 3822 番 1	生活介護

(令和 6 年 12 月 20 日掲示済)

奈良市告示第 666 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和 6 年 12 月 24 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和 6 年 3 月 22 日 奈良市指令整開 第 23A-35 号

令和 6 年 12 月 20 日 奈良市指令整開 第 23A-35-1 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和 6 年 12 月 24 日 第 1922 号

公共施設 令和 6 年 12 月 24 日 第 970 号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市疋田町五丁目 442 番 1 の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良県橿原市曲川町六丁目 12 番 7 号

高栄ハウジング株式会社 代表取締役 溝口 栄一

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市疋田町五丁目 442 番 1 の一部

(2) 下水道

奈良市疋田町五丁目 442 番 1 の一部

(3) 調整池

奈良市疋田町五丁目 442 番 1 の一部

(令和 6 年 12 月 24 日掲示済)

奈良市告示第 667 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和 6 年 12 月 24 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和 6 年 5 月 17 日 奈良市指令整開 第 24A-3 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和 6 年 12 月 24 日 第 1923 号

公共施設 令和 6 年 12 月 24 日 第 971 号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市中山町 1159 番 1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府八尾市青山町四丁目 5 番 25 号

株式会社 クリアホーム 代表取締役 巴山 健三

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市中山町 1159 番 1 の一部

(令和 6 年 12 月 24 日 掲示済)

奈良市告示第 668 号

奈良市観光案内所規則（平成 21 年奈良市規則第 60 号）第 5 条ただし書の規定により、次のとおり観光案内所を臨時に休館します。

令和 6 年 12 月 24 日

奈良市長 仲川 元庸

1 休館日

施設名	休館日
奈良市観光センター	令和 7 年 1 月 1 日から同月 3 日まで

(令和 6 年 12 月 24 日 掲示済)

奈良市告示第 669 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和 6 年 12 月 25 日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和 6 年 1 月 19 日 奈良市指令整開 第 23A-24 号

令和 6 年 7 月 19 日 奈良市指令整開 第 23A-24-1 号

令和 6 年 12 月 10 日 奈良市指令整開 第 23A-24-2 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和 6 年 12 月 25 日 第 1924 号

公共施設 令和 6 年 12 月 25 日 第 972 号

3 開発区域に含まれる地域（1 工区）

奈良市中山町西二丁目 877 番 4、879 番、880 番、896 番、900 番の各一部、878 番、881 番、882 番、901 番 1、905 番 3 及び 1835 番（水路敷、里道を含む。）

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市東紀寺町二丁目 6 番 15 号

ならやま土地開発株式会社 代表取締役 西脇 勤

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市中山町西二丁目 877 番 4、879 番、880 番、896 番、878 番、881 番、882 番、900 番及び 901 番 1 の各一部（水路敷、里道を含む。）

(2) 調整池

奈良市中山町西二丁目 878 番の一部（水路敷を含む。）

(3) 公園

奈良市中山町西二丁目 878 番及び 879 番の各一部（水路敷を含む。）

(4) 歩道用地

奈良市中山町西二丁目 878 番の一部（水路敷を含む。）

(5) 水路用地

奈良市中山町西二丁目 901 番 1、905 番 3 及び 1835 番の各一部（水路敷を含む。）

(6) 下水道

奈良市中山町西二丁目 877 番 4、879 番、880 番、896 番、881 番、882 番、900 番及び 901 番 1 の各一部（水路敷を含む。）

(令和 6 年 12 月 25 日 掲示済)

奈良市告示第 670 号

国土調査を行うにあたり、地籍調査作業規程準則（昭和 32 年総理府令第 71 号。以下「準則」という。）第 30 条第 5 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 12 月 25 日

奈良市長 仲川 元 庸

地籍調査にあたり、下記土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人の所在がいずれも明らかにならなかったため、関係行政機関と協議し筆界案を作成した旨を告示します。

1 土地の所在・地番

奈良市学園赤松町 2445 番 9

2 筆界案を確認することができる場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号 奈良市土木管理課地籍調査室

3 筆界案を確認することができる者

当該地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人

当該地に隣接する土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人

4 筆界案の作成者

奈良市長 仲川元庸

5 期間等

告示の日から 20 日間意見を申し出ることができる。当該期間を経過しても申出がないときは、準則第 30 条第 5 項の規定に基づき調査を行う。

(令和 6 年 12 月 25 日 掲示済)

奈良市告示第 671 号

国土調査を行うにあたり、地籍調査作業規程準則（昭和 32 年総理府令第 71 号。以下「準則」という。）第 30 条第 5 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 12 月 25 日

奈良市長 仲川 元 庸

地籍調査にあたり、下記土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人の所在がいずれも明らかにならなかったため、関係行政機関と協議し筆界案を作成した旨を告示します。

1 土地の所在・地番

奈良市二名二丁目 2460 番 1

2 筆界案を確認することができる場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号 奈良市土木管理課地籍調査室

3 筆界案を確認することができる者

当該地の所有者その他に利害関係人及びこれらの者の代理人

当該地に隣接する土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人

4 筆界案の作成者

奈良市長 仲川元庸

5 期間等

告示の日から 20 日間意見を申し出ることができる。当該期間を経過しても申出がないときは、準則第 30 条第 5 項の規定に基づき調査を行う。

(令和 6 年 12 月 25 日揭示済)

奈良市告示第 673 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 12 月 27 日

奈良市長 仲川 元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 6 年 12 月 12 日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及び JR 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証等）を持参すること。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

(令和 6 年 12 月 27 日揭示済)

奈良市告示第 674 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 12 月 27 日

奈良市長 仲川 元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 6 年 12 月 16 日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和6年12月27日揭示済）

奈良市告示第675号

奈良市鴻ノ池陸上競技場等17体育施設の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和6年12月27日

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

名 称	所在地
奈良市鴻ノ池球場	奈良市法蓮佐保山四丁目3番1号
奈良市中央体育館	奈良市法蓮佐保山四丁目1番3号
奈良市中央第二体育館	奈良市法蓮佐保山四丁目6番1号
奈良市南部生涯スポーツセンター体育館	奈良市杏町467番地の1
奈良市鴻ノ池陸上競技場	奈良市法蓮佐保山四丁目5番1号
奈良市柏木コート	奈良市柏木町255番地の1
奈良市鴻ノ池コート	奈良市法蓮佐保山四丁目9番1号
奈良市南部生涯スポーツセンターコート	奈良市杏町467番地の1
奈良市中央武道場	奈良市法蓮佐保山四丁目1番2号
奈良市中央第二武道場	奈良市法蓮佐保山四丁目6番3号
奈良市弓道場	奈良市法蓮佐保山四丁目6番2号
奈良市柏木球技場	奈良市柏木町255番地の1
奈良市南部生涯スポーツセンター球技場	奈良市杏町255番地の1
奈良市南部生涯スポーツセンター多目的コート	奈良市杏町467番地の1
奈良市鴻ノ池相撲場	奈良市法蓮佐保山四丁目8番9号
奈良市鴻ノ池スケートボードパーク	奈良市法蓮佐保山四丁目8番10号
奈良市鴻ノ池ランニングステーション	奈良市法蓮佐保山四丁目4番6号

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町13番1号

奈良市総合財団・奈良市スポーツ協会・奥アンツーカ管理共同体

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 西谷 忠雄

3 指定管理者の指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) その他市長が定めること。

(令和6年12月27日揭示済)

奈良市告示第676号

令和6年12月26日付けで専決処分した次に掲げる予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により別紙のとおり公表する。

令和6年12月27日

奈良市長 仲川元庸

- 1 令和6年度奈良市一般会計補正予算(第8号)

令和6年度奈良市一般会計
補正予算（第8号）

令和6年度奈良市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,652,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ168,282,693千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		37,207,609 ^{千円}	1,652,000 ^{千円}	38,859,609 ^{千円}
	4. 国庫交付金	10,917,442	1,652,000	12,569,442
歳入合計		166,630,693	1,652,000	168,282,693

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		77,343,295 ^{千円}	1,652,000 ^{千円}	78,995,295 ^{千円}
	1. 社会福祉費	37,306,066	1,652,000	38,958,066
歳出合計		166,630,693	1,652,000	168,282,693

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
3. 民生費			1,566,770 ^{千円}
	1. 社会福祉費	低所得者支援・定額減税補足給付金事業経費	1,566,770
合		計	1,566,770

(令和6年12月27日揭示済)

奈良市告示第677号

奈良市右京コミュニティスポーツ会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の
手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和6年12月27日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市右京四丁目11番地の1
奈良市右京コミュニティスポーツ会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市右京三丁目26番地の2
右京地区自治連合会
会長 中嶋 一樹
- 3 指定管理者の指定の期間
令和7年3月1日から令和8年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) スポーツ施設の使用承認及び使用制限に関すること。
(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
(3) その他市長が定めること。

(令和6年12月27日揭示済)

奈良市告示第678号

奈良市八条コミュニティスポーツ広場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の
手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和6年12月27日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市八条一丁目814番地の4
奈良市八条コミュニティスポーツ広場
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市八条一丁目780番地の3
八条第二自治会
会長 竹田 一成
- 3 指定管理者の指定の期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) スポーツ施設の使用承認及び使用制限に関すること。
(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
(3) その他市長が定めること。

(令和6年12月27日揭示済)

奈良市告示第679号

奈良町にぎわいの家及び奈良市ならまち格子の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理
者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和6年12月27日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設

- (1) 奈良市中新屋町5番地
奈良町にぎわいの家
- (2) 奈良市元興寺町44番地
奈良市ならまち格子の家
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市中新屋町2番地の1
奈良町にぎわいの家・奈良市ならまち格子の家運営共同体 奈良町くりえいと
代表 公益社団法人奈良まちづくりセンター
理事長 藤野 正文
- 3 指定管理者の指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良町にぎわいの家
 - ア 奈良町にぎわいの家条例（平成26年奈良市条例第15号）第3条に規定する事業の実施に関する事。
 - イ 奈良町にぎわいの家の利用制限に関する事。
 - ウ 奈良町にぎわいの家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - エ その他市長が定める事。
 - (2) 奈良市ならまち格子の家
 - ア 奈良市ならまち格子の家条例（平成4年奈良市条例第13号）第3条に規定する事業の実施に関する事。
 - イ 奈良市ならまち格子の家の利用制限に関する事。
 - ウ 奈良市ならまち格子の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - エ その他市長が定める事。

(令和6年12月27日掲示済)

監 査

奈良市監査委員告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第98条第2項の規定に基づく議会請求に係る監査結果を、同法第199条第9項の規定により報告したので、次のとおり公表します。

令和6年12月16日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
 同 寺 川 拓
 同 道 端 孝 治
 同 中 西 吉日出
 奈 監 第 112 号
 令和6年12月13日

奈良市議会議長 森 岡 弘 之 様

奈良市監査委員 東 口 喜代一
 同 寺 川 拓
 同 道 端 孝 治
 同 中 西 吉日出

議会からの監査請求に係る監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第98条第2項の規定に基づき令和6年6月5日付け奈議調第73号で請求のあった事項について、法第199条第2項の規定に基づく監査（以下「本件監査」という。）を実施したので、同条第9項の規定により次のとおり報告します。

第1 監査請求の概要

1 請求書の提出

令和6年6月5日

2 監査を請求する事務

奈良市新クリーンセンター建設事業に関する事務

3 請求の要旨

次に掲げる請求の要旨については、請求書面を原文のまま記載している。

奈良市新クリーンセンター建設事業に関する事務の監査請求について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第98条第2項の規定により、監査委員に対し、下記の事項について監査を求め、その結果の報告を請求する。

記

1 奈良市新クリーンセンター建設候補地の決定に当たり、法的効力を有する契約行為である公害調停を遵守せず、附属機関への諮問答申を怠り、独善的に七条地区を建設候補地とした市の行政事務の正当性について

2 1の瑕疵ある行政事務により建設候補地とされた七条地区を前提とした新クリーンセンター施設整備基本計画（案）を業務委託により策定し、その対価を契約の相手方に支払ったことの正当性について

3 1の瑕疵ある行政事務により建設候補地とされた七条地区を前提として策定した新クリーンセンター施設整備基本計画（案）をパブリックコメントに付したことにより、結果として、市民に七条地区が建設候補地として決定されたかのような誤った情報を流布した市の不誠実な行政事務について

4 1から3までの一連の行為が執行権及び職権の濫用と推察されることから、市のコンプライアンスの低下及びガバナンスの欠如による内部統制の不備について

(提案理由)

法的効力を有する契約行為である公害調停を遵守せず、附属機関への諮問答申を怠り、独善的に七条地区を建設候補地としたこと及び七条地区を前提として進められた市の一連の行政事務には瑕疵があると思料されるため

4 監査請求書に添えて提出された資料

(1) 議会による監査請求の骨子

(2) 意見聴取の内容（令和6年5月27日開催の市民環境委員会における奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会委員長からの意見聴取の記録）

(3) 新クリーンセンター建設に係る新たなPPP導入プロセス検討アドバイザー業務等委託契約書

(4) 同仕様書

(5) 同変更契約書

(6) 同支出命令書

(7) 新クリーンセンター事業概要書及び新クリーンセンター施設整備基本計画（案）概要版の作成について（起案）

(8) 奈良市新クリーンセンター施設整備基本計画（案）のパブリックコメントの実施について（起案）

(9) 同意見募集期間の変更について（起案）

(10) 調停調査（奈良県公害審査会平成15年（調）第1号事件、平成17年（調）第1号（参加）事件）

(11) 第64回奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会 会議録

(12) 奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会規則（平成27年奈良市規則第39号）

(13) 第1回奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会 開催資料

(14) 同議事録概要

第2 監査の実施

1 監査の前提条件

監査請求書において言及されている七条地区が未だ検討段階の候補地であることから、未完了の事業に関する監査手続をどのように進めるべきかについて協議し、その上でこれまでに行われてきた建設候補地の選定手続、新クリーンセンター施設整備基本計画（案）（以下「基本計画（案）」という。）作成業務委託手続及びパブリックコメント募集手続の3点を監査対象事務とし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「法施行令」という。）第140条の6の規定に基づき、これらの事務が法令等の定めるところに従って適正に行われていたかを監査し、その上で、明らかに適法性を欠く点があった場合は、その是正を求めていくこととした。したがって、監査請求書にある「正当性」のうち適法性に係るもの以外の事項については、原則として監査対象としていない。

なお、当然のことではあるが、監査があくまで事務執行の適法性について事実確認し、検討するものである以

上、例えば建設候補地の選定に関する市の政策方針や奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）における協議結果について、監査委員として何らかの判断又は評価を行うことはない。

【地方自治法（抜粋）】

第98条（略）

2 議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び採用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により本項の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる。この場合における監査の実施については、第199条第2項後段の規定を準用する。

第199条（略）

2 監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び採用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

3 監査委員は、第1項又は前項の規定による監査をするに当たっては、当該普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び当該普通地方公共団体の経営に係る事業の管理又は同項に規定する事務の執行が第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのっとつてなされているかどうかについて、特に、意を用いなければならない。

4～15（略）

第2条（略）

2～13（略）

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げようしなければならない。

15 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

16・17（略）

【地方自治法施行令（抜粋）】

第140条の6 地方自治法第199条第2項の規定による監査の実施に当たっては、同条第3項の規定によるほか、同条第2項に規定する事務の執行が法令の定めるところに従つて適正に行われているかどうかについて、適時に監査を行わなければならない。

2 監査対象事項

奈良市新クリーンセンター建設事業に関する事務（以下「本件事案」という。）において、適法性を欠く点があったかどうかを監査対象事項とした。

3 監査対象部局

環境部クリーンセンター建設推進課

4 監査実施期間

令和6年6月5日から同年12月13日まで

5 監査の方法

法第199条第8項の規定に基づき、監査対象部局に対して監査に必要な関係資料の提出を求めるとともに関係職員から意見聴取等を行い、手続の経緯等に関する事実確認や実施事務の適法性について監査を行った。

また、監査請求者である議会から意見聴取等を行い、請求の要旨等の確認を行った。

6 監査の論点

議会からの請求の要旨に基づき、また、「1 監査の前提条件」を踏まえて次の事項を本件監査の論点とした。

(1) 策定委員会の果たすべき役割はどのようなものと理解すべきか

(2) 新クリーンセンターの建設候補地の選定事務において、何らかの適法性を欠く手続があったか

- (3) 基本計画 (案) 作成業務委託の契約締結事務において、何らかの適法性を欠く手続があったか
- (4) パブリックコメントの募集事務において、何らかの適法性を欠く手続があったか
- (5) 本件事案において、内部統制上の不備があったか

第 3 監査の結果

論点 (1) 策定委員会の果たすべき役割はどのようなものと理解すべきか
(事実関係)

1 公害紛争処理に係る調停手続の法的な効力について

- (1) 公害紛争処理に係る調停手続が、公害紛争処理法 (昭和 45 年法律第 108 号) をはじめとする関係法令等の定めに基づく公害問題解決のための手続の一つであること、また、調停手続の結果、当事者間に合意が成立すれば事件は終結し、当該合意には、民法上の和解契約と同一の効力があることを、総務省のホームページで確認した。

【総務省ホームページ (抜粋)】

・調停手続の結果、当事者間に合意が成立すれば、事件は終結します。当事者間に成立した合意には、民法上の和解契約と同一の効力があります (ただし、裁判上の和解のように強制執行の債務名義とすることはできません)。

【民法 (明治 29 年法律第 89 号) (抜粋)】

(和解)

第 695 条 和解は、当事者が互いに譲歩をしてその間に存する争いをやめることを約することによって、その効力を生ずる。

(和解の効力)

第 696 条 当事者の一方が和解によって争いの目的である権利を有するものと認められ、又は相手方がこれを有しないものと認められた場合において、その当事者の一方が従来その権利を有していなかった旨の確証又は相手方がこれを有していた旨の確証が得られたときは、その権利は、和解によってその当事者の一方に移転し、又は消滅したものとする。

2 策定委員会の法令上の位置付け、役割について

- (1) 策定委員会は、公害調停申請人と奈良市との間で締結された調停調書 (奈良県公害審査会平成 15 年 (調) 第 1 号事件、平成 17 年 (調) 第 1 号 (参加) 事件。以下「公害調停」という。) 第 1 条第 1 項第 1 号に基づいて平成 18 年に設置された組織であり、設置当初は「奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会」と称していたが、平成 22 年に「奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会」と改称している。

【公害調停 (平成 17 年 12 月 26 日締結) (抜粋)】

第 1 条 被申請人 (※1) は、循環型総合リサイクル施設としての新しいごみ焼却施設 (以下「新施設」という。) の建設計画をできるだけ早期に策定し、次の手順で本件ごみ焼却施設の移転を実施する。

一 平成 18 年 3 月末日までに、新施設を建設するためのごみ焼却施設移転建設計画策定委員会 (以下「移転建設計画策定委員会」という。) を設置する。

二～五 (略)

2 (略)

第 8 条 被申請人は、移転建設計画策定委員会及び市民会議の決定を十分尊重しなければならない。

※1 「被申請人」は、「奈良市」を指す。

- (2) 策定委員会は、もともと要綱設置の組織であったが、平成 27 年の奈良市附属機関設置条例の全部改正に伴い、法第 138 条の 4 第 3 項に基づく附属機関となっていることを確認した。

【地方自治法 (抜粋)】

第 138 条の 4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 (略)

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令

で定める執行機関については、この限りでない。

【奈良市附属機関設置条例（平成27年奈良市条例第1号）（抜粋）】
（設置）

第2条 執行機関等の附属機関として、別表に掲げる附属機関を置く。

別表（第2条関係）

附属機関の属する執行機関等	附属機関	担任する事務
市長	奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会	奈良市クリーンセンター建設計画の策定等に関する事務

(3) 策定委員会が果たすべき役割について、公害調停第1条第1項第2号に「用地の選定方法については、公募も視野に入れ、移転建設計画策定委員会において決定する。」と記載されていることを確認した。

【公害調停（抜粋）】

第1条 被申請人は、循環型総合リサイクル施設としての新しいごみ焼却施設（以下「新施設」という。）の建設計画をできるだけ早期に策定し、次の手順で本件ごみ焼却施設の移転を実施する。

一（略）

二 平成20年3月末日を目標として、新施設の用地の候補地を選定するものとし、用地の選定方法については、公募も視野に入れ、移転建設計画策定委員会において決定する。

三～五（略）

2（略）

(4) 策定委員会が果たすべき役割について、奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会規則（平成27年奈良市規則第39号。以下「策定委員会規則」という。）第2条に「奈良市クリーンセンター建設計画に係る用地の選定及び事業手法の検討に関すること。」などの所掌事務が規定されていることを確認した。

【奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会規則（抜粋）】

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 奈良市クリーンセンター建設計画の策定に関すること。
- (2) 奈良市クリーンセンター建設計画に係る用地の選定及び事業手法の検討に関すること。
- (3) ごみ焼却施設の移転までの間における当該施設の設備及び焼却方法の変更等に関すること。
- (4) その他奈良市クリーンセンターの建設に必要な事項

(5) 策定委員会が果たすべき役割について、同委員会の協議の場において、建設候補地の選定手続については「市が用地の候補地を選定し、策定委員会は用地の選定方法を決定する」などの発言があったことを確認した。

【第59回策定委員会会議録（令和4年9月）（抜粋）】

・事業主体は市役所であり、使うのは市民であるので、市役所が方針を出すのが本来だと考える。

【第65回策定委員会会議録（令和6年5月）（抜粋）】

・公害調停条項第1条第1項第1号～5号について、誰が行うかの主語が省略されているが、調停条項の作成に関わったものとしての見解では、市が主語だと考えている。そのため、市が用地の候補地を選定し、策定委員会は用地の選定方法を決定するものだと考えている。選定方法とは、平成19年11月に策定委員会が市に提出した中間報告に示した候補地選定における基本条件のことである。

・策定委員会は市を監視するための組織であり、候補地を決めるための組織ではないと認識している。市民等が集った策定委員会において、最終的な候補地を選定する責任を持つことは困難である。

3 附属機関に対する諮問のあり方について

(1) 一般的に附属機関に対して諮問を行う場合の方法や手順等について、確認した限りにおいて法令等に特段の規定は見当たらず、また、奈良市独自の定めについても策定委員会規則以外には見当たらなかった。

（監査委員の判断）

1 策定委員会の法令上の位置付けについて

策定委員会は、公害調停第1条第1項第1号の規定に基づいて設置された組織であり、もともと要綱を設置根

拠としていたが、平成27年に奈良市附属機関設置条例が全部改正された際に法第138条の4第3項を根拠とする附属機関として位置付けられた。

附属機関は、執行機関からの諮問に応じてその行政のために必要な審査、審議又は調査等を実施し、当該諮問に対する答申や作成した資料の提供等を行うものであり、当然のことながら直接住民を対象とした執行権は有しておらず、行政の執行権はあくまで執行機関に属する権限となっている。

ただし、附属機関は、第三者機関とも呼ばれるように、客観的な立場から行政に対して建議し、あるいは意見を述べるなどの役割も担っており、その意見は策定委員会に限らず尊重されるべきものと言える。

2 策定委員会の役割について

本件監査においては、策定委員会の果たすべき役割を明確化しておくことが大きな要件になると考えられるところ、策定委員会規則第2条第2号には「用地の選定及び事業手法の検討に関すること」が所掌事務であると規定されており、一方、公害調停第1条第1項第2号には「用地の選定方法については、公募も視野に入れ、移転建設計画策定委員会において決定する。」と記載されている。これらの規定をどのように解釈するかについては様々な意見があり、おおむね策定委員会は建設候補地を「選定」する機関であるとの意見と、単に「選定方法」を決定する機関であるとの意見に大別されている。

このことについて過去の策定委員会における協議の経緯を見てみると、策定委員会が設置された当初は現に同委員会が建設候補地の絞り込み作業を実施していたことが、後述する「論点(2)」の(事実関係)1-(1)で確認できており、このような事実を見ると、同委員会は建設候補地を「選定」する機関であると捉えることもできる。しかしながら、(監査委員の判断)1でも述べたように、附属機関はあくまで執行機関からの諮問に対して答申を行うことが本来の役割であり、最終的な決定権限は市にある。このことを考えれば、策定委員会が過去に行ってきた選定手続は、あくまで市が建設用地を決定するための前段階としての協議と捉えるべきであり、そもそも同委員会設置のきっかけとなった公害調停第1条には、選定方法は策定委員会が決定する旨の記載がある((事実関係)2-(3))。以上のことから、策定委員会は、本来的には建設候補地の選定方法を定める組織として設置されたものと解することが適当と考えられる。

このことについては、複数の策定委員会委員が、過去の協議の場で「事業主体は市役所であり、使うのは市民であるので、市役所が方針を出すのが本来だ」、あるいは公害調停第1条規定の主語は市であるとした上で「市が用地の候補地を選定し、策定委員会は用地の選定方法を決定するもの」などと発言しており((事実関係)2-(5))、当該委員においても、建設候補地の選定主体は市であり、策定委員会はあくまで選定方法を答申する機関と捉えていることがうかがえるところである。

策定委員会の役割については以上のとおりであるが、このことについては、「3 策定委員会に対する諮問のあり方について」において、別の観点から改めて検討することとする。

なお、公害調停第8条には、「被申請人(注:奈良市)は、移転建設計画策定委員会(中略)の決定を十分尊重しなければならない。」とあり、その趣旨については、建設用地の決定権限はあくまで市にあるものの、同委員会が第三者機関として客観的な立場で候補地の選定手続に関わることにより、市が独断で事業を進めることがないようけん制する役目を担っていると解釈することができる。

3 策定委員会に対する諮問のあり方について

本件監査においては、策定委員会に対する諮問のあり方がどうあるべきかについても明らかにしておく必要があると考えられるため、市がどのような諮問方法を採用すべきであったのかについても検討し、次のとおり判断した。

(監査委員の判断)1でも述べたように、附属機関は執行機関からの諮問に応じて答申等を行うことが本来の役割であり、直接住民を対象とした執行権は有していない。したがって、一般的に市が附属機関に対して行う諮問は、市が何らかの決定行為を行うに際して第三者に客観的な意見を求めるための行為と解されるわけであるが、その諮問の方法について法令等の定めがないか確認したところ、(事実関係)3-(1)のとおり、特段の規定は見当たらなかった。このため、市が附属機関に諮問を行うに当たって、どのような事項をどのように諮問するかは結局のところ市の裁量に委ねられるべきものと解される。

以上のことから、前述の(監査委員の判断)2において、「策定委員会は、本来的には建設候補地の選定方法を定める組織として設置されたものと解することが適当」とは述べたものの、本件事案に関する諮問を行うに際しては、時宜に応じた情勢判断等を踏まえ、市が諮問する時期や方法も含めて個別具体的に決定すればよいと考えられる。

論点 (2) 新クリーンセンターの建設候補地の選定事務において、何らかの適法性を欠く手続があったか
(事実関係)

1 候補地選定手続の経緯について

(1) 東里地区を建設候補地とした際の選定手続の経緯

過去における候補地選定手続の経緯は次のとおりであり、平成25年3月、建設候補地が東里地区内に所在する2か所の土地に絞り込まれていたことを確認した。

【過去の候補地選定手続の経緯】

平成17年12月	計20回の調停期日及び市議会の議決を経てごみ焼却施設の移転を趣旨とした調停成立
平成18年2月	第1回奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会（現奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会）開催
平成19年11月	策定委員会から15か所の移転候補地の選定を主な内容とした報告（ごみ焼却施設移転建設計画の策定（中間報告））が、提出される。
平成20年4月	建設候補地を15か所から9か所に絞り込み
平成21年11月	建設候補地を9か所から4か所に絞り込み
平成23年3月	建設候補地を4か所から2か所に絞り込み 策定委員会から「奈良市クリーンセンター建設候補地の選定について（報告）」（最終検討結果）が、提出される。
平成25年3月	市として建設候補地を東里地区内の中ノ川町又は東鳴川町地内とする旨を決定
平成29年7月	東里地区での建設計画断念を表明

(2) 七条地区を建設候補地とした際の選定手続の経緯

七条地区を建設候補地とすることについて、次のような経緯があったことを確認した。

もともと七条地区については、奈良県北部所在の複数の市町によるごみ処理の広域化を前提に候補地とされたものであったが、広域化の取組が頓挫した後も引き続き候補地とされたものであった。

また、奈良市単独で施設整備することとなって以降も、策定委員会において、七条地区については計7回、追分地区については計4回、それぞれの地区を建設候補地とすることの是非について協議され、第64回策定委員会で「七条地区を市が選んだのであれば是認するとの姿勢であったかと思う。」との総括がなされていた。

【七条地区選定の経緯】

平成28年8月	第56回策定委員会開催 移転建設事業が膠着化する中、ごみの区域外処理や広域処理に関する調査を進めることについて提言あり
平成29年7月	東里地区での建設計画断念を表明
平成29年10月	奈良市自治連合会による建設候補地の公募実施 2か月間実施し、応募なし
平成30年2月	大和郡山市、生駒市及び平群町が開催するごみ処理広域化の検討を行う合同勉強会に参加（第4回目以降）
平成30年12月	奈良県北部地域におけるごみ処理広域化に関する5市町合同勉強会中間報告書発行
令和元年10月	七条地区自治連合会と協議 以降、30回にわたり地元協議を実施
令和元年12月	ごみ処理広域化を視野に入れ、新クリーンセンター建設候補地を七条地区に絞り込んだ旨、市長が議会答弁
令和3年4月	奈良県北部地域におけるごみ処理広域化に関する合同勉強会報告書（奈良市・大和郡山市・斑鳩町）発行
令和4年8月	斑鳩町がごみ処理広域化合同勉強会から離脱 これにより新クリーンセンターは奈良市単独で整備することとなる。
令和4年9月	第59回策定委員会開催 斑鳩町がごみ処理広域化合同勉強会から離脱したことを報告

	奈良市単独の候補地について意見交換 以降、第59回から第65回までの計7回の策定委員会において、七条地区を候補地とすることについて協議
令和5年1月	追分自治会からクリーンセンター建設の誘致要望書の提出あり 以降、第60回から第63回までの計4回の策定委員会において、追分地区を候補地とすることについて協議
令和5年8月	第64回策定委員会開催 「七条地区を市長が不退転の決意で進めるのであれば、見守る。」「七条地区については当策定委員会として介入は慎むべき。」などの発言があり、最終的に「七条地区を市が選んだのであれば是認するという姿勢であったかと思う。」と総括される。
令和6年5月	第65回策定委員会開催 市が、七条地区で、事業を進めることが是認される。

2 公害調停における300メートル以内規定について

(1) 公害調停第2条に次のような規定があることを確認した。

【公害調停（抜粋）】

第2条 被申請人は、本件ごみ焼却施設の移転場所については、奈良市全域の中から300メートル以内に学校、幼稚園、保育園及び病院がなく、住居専用地域（都市計画法）に近接しない場所の中から、環境への影響、周辺住民との共存及びごみ収集の効率面等も考慮しながら適地を選定する。
新施設は、循環型社会形成に資する施設と位置づける。

(2) 公害調停における300メートル以内規定について、策定委員会において次のような発言があったことを確認した。

【第58回策定委員会会議録（令和3年10月）（抜粋）】

・（七条地区を建設用地とすることについて）学校及び病院の関係者が建設を承諾されるのであれば、調停条項に言及する必要はないと思う

【第61回策定委員会会議録（令和5年3月）（抜粋）】

・300mの問題は、現清掃工場の建設当時、ダイオキシンがどの程度排出されるか詳しいデータがない中で問題として挙げたものである。この300m問題については、策定委員会ではなく、現清掃工場周辺の住民と話し合うことが先決である。

・300mの問題については、公害調停の内容を尊重するという前提で、ダイオキシンの問題が今は変化している旨の説明、言い方をすることはできるかと思う。

【第63回策定委員会会議録（令和5年5月）（抜粋）】

・（七条地区が）公害調停条項に抵触するかであるが、候補地として諮ることは問題ないと解釈している。

【第64回策定委員会会議録（令和5年8月）（抜粋）】

・公害調停第2条について、七条地区と約束したわけではないので当該地区との契約責任はない。他方で、契約責任はなくとも人権侵害をしてはならず、公害の有無、300m以上離す必要性、養護学校の生徒の精神面での問題など人権侵害がないことを総合的に議論していかなければならない

・七条地区で進めるのなら、地元の意見、思いを受け止めて、自分たちならこういうものが実現できるという対話の時間を持つべき。

・全条項は遵守すべき、市民との約束との認識

(3) 七条地区における建設候補地の300メートル以内に奈良県立奈良養護学校が所在していることを確認した。

(4) 奈良県立奈良養護学校については、移転することが公表されていることを確認した。なお、公表は令和5年12月に行われており、市が七条地区を建設候補地とした後であったが、市からは、県立学校再編について、公表以前から奈良県の所管課と情報交換を行っていた旨の説明があった。

（監査委員の判断）

1 建設候補地の選定手続について

(1) これまでの選定手続の経緯

監査請求書には、市が新クリーンセンターの建設候補地の選定に当たり、法的効力を有する契約行為である公害調停を遵守せず、附属機関への諮問答申を怠り、独善的に建設候補地を選定したとの意見が述べられている。このため、これまでに市が行った建設候補地の選定に関する取組を確認したところ、次のような経緯が見取れた。

ア 東里地区の選定手続

(事実関係) 1- (1) でも確認したとおり、当初、建設候補地の選定手続は策定委員会が中心となって進められており、平成19年11月には15か所の移転候補地の選定を主な内容とする中間報告がなされ、その後、平成23年3月には東里地区内の2か所にまで絞り込みがなされて市に報告されている。市はこのような答申を受け、執行機関として、当該地区が建設候補地として適地と判断したものと見られ、その後、建設用地の確定に向けて本格的な地元調整に着手したが、結果的に当該調整は不調に終わり、最終的に平成29年7月には策定委員会が答申した東里地区内での建設を断念するに至っている。

イ 七条地区の選定手続

その後、(事実関係) 1- (2) で確認したように、市はごみ処理の広域化に関する課題に取り組むため、大和郡山市、生駒市及び平群町が実施していた合同勉強会に参加することとなり、同勉強会で協議する中で新たに七条地区を建設候補地とする案が浮上し、令和元年12月議会では同地区を候補地とする旨の答弁を行うに至っている。

ところが、この勉強会に参加していた市町の離脱が相次ぎ、令和4年8月にはごみ処理の広域化の取組自体が頓挫することになるわけであるが、七条地区については引き続き奈良市単独の候補地として検討され、同委員会における計7回の協議を経て最終的に是認するとの回答を得ることとなる。

(2) 建設候補地の選定手続における適法性について

前述のように、監査請求書には、「附属機関への諮問答申を怠り」との記載があり、また、七条地区における選定手続は市が独善的に行ったとして、その手続の正当性に疑義を呈する意見が述べられている。これは、前述の東里地区と七条地区の選定手続の相違に着目し、建設候補地の選定手続はあくまで東里地区選定時のように策定委員会主導で行われるべきであり、七条地区選定の際のように市の提案に対して「是認」を求める諮問方法は不適切であるとの趣旨と解される。このため、監査委員は同意見について検討し、次のとおり判断した。

「論点(1)」でも述べたように、監査委員としては、一般的に附属機関に対する諮問のあり方について特段の定めがないことを確認しており、本件事案に関する諮問を行うに際しては、市が諮問する時期や方法を含めて個別具体的に決定すればよいとの考えに至っている。以上のことから、本件事案のように特定の地区を協議の対象とし、建設候補地として「是認」を得た諮問のあり方が適法性を欠く手続と呼べるほどの根拠はないと考える。

また、(事実関係) 1- (2) でも確認したように、七条地区を建設候補地とすることについては、策定委員会において計7回にわたって協議されており、この点から見ても、市が附属機関への諮問を怠ったとは言い難いと考える。

2 公害調停における300メートル以内規定について

監査請求書に「公害調停を遵守せず」との記載があることについて、文章上は市が附属機関への諮問答申を怠ったとの意見に関連するものと考えられるが、「議会による監査請求の骨子」を見ると、公害調停第2条に抵触する七条地区を建設候補地とした市の判断に対する疑義が記されている。このため、監査委員は、300メートル以内規定の遵守に関する問題についても請求内容に含まれるものと理解し、公害調停第2条の記載事項を確認した上で、その解釈について検討することとした。

ア 公害調停の法的拘束力について

(事実関係) 2- (3) で確認したように、建設候補地となっている七条地区内には奈良県立奈良養護学校が所在している。また、「論点(1)」の(事実関係) 1- (1) でも確認したように、公害調停の記載事項は民法上の和解契約と同一の効力を有することが確認できている。

監査請求書等に記載の意見は、このような事実と調停条項が持つ法的効力に着目し、本件事案に係る市の建設候補地選定手続の正当性に疑義を呈しているものと推察されるところであるが、監査委員としては、公害調停が公害調停申請人と市との間で合意のあった事項を取りまとめたものである以上、その合意によって生じる法的拘束力は、あくまでも当事者間における権利義務にのみ及ぶものとする。したがって、当該拘

東力が七条地区において当然に発生するものとは言えず、結果的に公害調停第2条の規定をそのまま七条地区に当てはめて判断することはできないと考えられる。

以上のことから、市が公害調停第2条の記載事項を遵守していないと断定することはできない。

なお、(事実関係) 2- (2) でも確認したように、第64回策定委員会において、同委員会委員が「公害調停第2条について、七条地区と約束したわけではないので当該地区との契約責任はない。」と発言していることから、当該委員においても監査委員と同様の見解を有しているものと推察される。

イ 手続途中の未確定な事務の監査について

ここまで公害調停の法的拘束力に関して検討してきたところであるが、仮にこの公害調停第2条の効力が七条地区にまで及ぶと考えた場合にどのような結論が得られるのかについても検討し、次のとおり判断した。

「第2-1 監査の前提条件」でも述べたように、そもそも建設用地は未だ選定作業途中にあつて確定したのものではない。また、建設候補地の300メートル以内に所在する奈良県立奈良養護学校は移転することが公表されているものの((事実関係) 2- (4))、具体的な移転の時期等については不明な状況にある。さらに本件監査手続が開始されてからも、建設候補地の選定手続をめぐる状況は変化してきており、今後どのような経緯を経てどのような結論が導き出されるのか予測できない状況にある。

以上のような状況に鑑みると、将来的な結末が不透明な未完結の事務について、その適法性を現段階で判断することはできないとの結論に至った。

以上のように検討した結果、市が行った建設候補地の選定事務に適法性を欠く手続があつたと言うことはできない。

3 300メートル以内規定に関する意見

「2 公害調停における300メートル以内規定について」において、前述のように判断したところではあるが、市が、一般市民である公害調停申請人を相手方とし、施設整備に関する重要な条件について約束を交わした事実については重く受け止める必要があると考える。したがって、道義的には同約束を尊重した上で建設候補地の選定手続を行うとともに、候補地周辺住民等との協議を進めることが求められるものと言える。

なお、(事実関係) 2- (2) でも確認したように、第64回策定委員会において、同委員会委員が、周辺住民との対話の重要性について発言していることから、当該委員においても監査委員と同様の見解を有しているものと推察される。

論点(3) 基本計画(案)作成業務委託の契約締結事務において、何らかの適法性を欠く手続があつたか(事実関係)

1 契約の目的について

(1) 基本計画(案)策定業務委託を含む「新クリーンセンター建設に係る新たなPPP導入プロセス検討アドバイザー業務等委託」(以下「本件委託契約」という。)については、行政が基本条件を提案しそれを実現するために民間が参画する従来型のPFI方式ではなく、事業開始当初から民間のアイデアを積極的に採用しようとする新たなPPP方式の導入を目的とするものであった。また、地元住民等から施設のコンセプトや機能等について具体的な案の提示を求める声が多かったため、具体的な事業計画を明示できる資料を早急に作成することも目的としていた。

なお、これらの業務は市が実施する他の環境施策(「奈良市地球温暖化対策庁内実行計画(第5次)」及び「奈良市ゼロカーボン戦略アクションプラン」)の策定業務委託と足並みをそろえる必要があつたため、同時期に4件の業務を同一事業者へ委託しており、その契約方法としては、法施行令第167条の2第1項第6号に基づく随意契約(以下「6号随契」という。)により行われていた。

【新クリーンセンター建設に係る新たなPPP導入プロセス検討アドバイザー業務等委託契約(新クリーンセンター施設整備基本計画(案)策定業務を含む。)】
 施行起案日：令和5年9月25日(同日決裁)
 契約相手方：EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社
 契約日：令和5年9月29日
 履行期間：令和5年9月29日から令和6年3月22日まで
 契約金額：27,362,500円(税込み。当初) 32,587,500円(税込み。変更後)
 契約方法：6号随契
 契約目的：

- ・移転建設候補地の検討が始まってから約17年間の歳月が過ぎたにもかかわらず、未だ建設候補地が確定していない状況にある。
- ・最も古い炉は稼働開始後41年経過している。そのため、現工場の維持管理に係る費用は毎年上昇を続け、本市財政を圧迫していることに加え、故障による施設稼働停止により正常なごみ処理の運営を行うことが困難となっている。
- ・移転先の住民に対して具体的な事業コンセプトを示すことができず、住民理解の醸成は困難を極めている。
- ・こうした状況において事業を進展させるためには、(中略)新たなPPP/PFI導入プロセスの検討が必要である。

2 本件委託契約の締結経緯等について

(1) 本件委託契約が締結された経緯が、次のとおりであったことを確認した。

また、本件委託契約が、令和5年8月に開催された第64回策定委員会において、「七条地区を市が選んだのであれば是認するという姿勢であったかと思う。」と総括された後、同年9月に締結されていることを確認した。

【本件委託契約手続をめぐる経緯】

令和4年3月	市議会において、クリーンセンター建設事業の経費として9,542万円の予算を可決
令和4年8月	斑鳩町がごみ処理広域化合同勉強会から離脱
令和4年9月	第59回策定委員会開催 斑鳩町がごみ処理広域化合同勉強会から離脱したことを報告 奈良市単独の候補地について意見交換
令和5年1月	追分自治会からクリーンセンター建設の誘致要望書の提出あり
令和5年3月	奈良市単独で施設整備することとなったことに伴い、基本計画(案)の策定業務、PFI等導入可能性調査等の経費として4,300万円を繰越
令和5年5月	第63回策定委員会において、基本構想(案)について審議
令和5年6月	市長が、市議会において七条地区の奈良養護学校の移転について言及
令和5年8月	第64回策定委員会開催 「七条地区を市長が不退転の決意で進めるのであれば、見守る」、「七条地区については当策定委員会として介入は慎むべき。」などの発言があり、最終的に「七条地区を市が選んだのであれば是認するという姿勢であったかと思う。」と総括される。
令和5年9月	新クリーンセンター建設に係る新たなPPP導入プロセス検討アドバイザー業務等委託契約(基本計画(案)策定業務を含む。)を締結
令和5年12月	知事が奈良県立奈良養護学校を移転建替える旨を公表
令和6年3月	基本計画(案)完成
令和6年3月	基本計画(案)に関するパブリックコメント募集手続を開始

3 6号随契の方法により本件委託契約を締結したことについて

(1) 随意契約の根拠法令が、次のとおりであることを確認した。

【地方自治法(抜粋)】

(契約の締結)

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3～6 (略)

【地方自治法施行令(抜粋)】

(随意契約)

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
 三～五 (略)
 六 競争入札に付することが不利と認められるとき。
 七～九 (略)
 2～4 (略)

(2) 奈良市随意契約ガイドラインにおける6号随契に関する記載内容が、次のとおりであることを確認した。

【奈良市随意契約ガイドライン (抜粋)】

6-6 競争入札に付することが不利と認められるとき (第6号)

1 概要

手続、時間又は人件費その他のコストを考慮し、競争入札に付することが総合的に不利となることが認められれば、随意契約によることができる要件となる。具体的には、第2号(※1)のように見積書を徴取できる者が1人しかない場合で、その唯一性を明確に説明することが困難なときに、上記の要件が認められるのであれば6号を適用することができる。

※1 法施行令167条の2第1項第2号を指す。

(3) 本件委託契約を随意契約の方法で締結したことについて、起案文書で確認したところ、おおむね次のような理由で6号随契を選択していたことを確認した。

【随意契約の理由書 (要約)】

- ・事業を進展させるためには、一定程度計画内容が決定した際に民間事業者から意見を聴取する、従来の「マーケットサウンディング型」のPPP/PFI導入プロセスだけでなく、民間事業者提案インセンティブを付与できる「選抜・交渉型」の手法を組み合わせるなどの検討が必要
- ・PFI等導入可能性調査業務と新クリーンセンター施設整備基本計画(案)策定業務を同一事業者が実施することで、早期に事業スキームを整理できる。
- ・新クリーンセンターは、奈良市地球温暖化対策庁内実行計画や奈良市ゼロカーボン戦略(環境政策課所管)の「施策(アクション)の立案」において中核となる施設であり、同一事業者へ一括して委託することで新クリーンセンター建設事業とゼロカーボン戦略の施策の内容の整合性を図ることができる。
- ・それぞれの業務(PPP/PFI導入可能性調査業務及び新クリーンセンター施設整備基本計画(案)策定業務並びに地球温暖化対策庁内実行計画策定業務及びゼロカーボン戦略アクションプラン策定業務)において重複する作業、業務打合せを省くことで経費節減についても見込める。

(4) (3)に加えて、6号随契の方法を採った理由について、市に対して文書質問等を行ったところ、次のような回答及び説明があった。

【市への質問に対する回答】

(質問)

「新クリーンセンター施設整備基本計画(案)策定業務」を含む「新たなPPP導入プロセス検討アドバイザー一等業務」並びに環境政策課所管の「奈良市地球温暖化対策庁内実行計画(第5次)策定業務」及び「奈良市ゼロカーボン戦略アクションプラン策定業務」について、まとめて同一時期、同一事業者に委託されている。

これらの契約については、全て6号随契により締結されているが、これら4件の業務をまとめて入札に付すことはできなかったのか教えてほしい。

(回答)

現施設の老朽化により一刻も早く新クリーンセンターの整備を進める必要があるほか、新たなPPP導入プロセス検討アドバイザー一等業務が国の交付金対象事業となっているため、年度内に業務を完了する必要があるなど厳しい時間的制約があった。

(中略)

契約の相手方はPPP分野において抜きんできた実績やノウハウがあり、他社に先駆けて新たなPPPスキームを開拓するなど、長年困難を極めた住民理解の醸成や現工場が一刻の猶予もない状況において、関連するこれらの業務において、従来の手法に捉われず本市の実情にあった内容を早急にまとめあげることができる点、県域水道一体化の参加可否の議論において早急に結論をまとめた実績がある点、早期に建設予定地を確定する

ために住民説明会を令和5年中に実施する必要があるなど厳しい時間的制約がある中で、年内の中間報告、今年度中の計画策定が可能な事業者であることから、入札に付すことが総合的に不利となると考え、随意契約を締結した。

【関係職員からの聴き取り】

- ・斑鳩町の離脱が明らかとなったのは令和4年8月であるが、その後も七条地区を奈良市単独の候補地とするものの是非や迫分自治会からの誘致要望に関する協議が行われていたため、直ちに本件委託業務の発注はできなかった。
- ・策定委員会からは是認の回答が得られたのが令和5年8月であったため、それを踏まえて同年9月に委託契約を締結するしかなかった。
- ・本件業務は、令和4年度予算に基づく事業であり、また、同年度の国の循環型社会形成推進交付金対象事業でもあったため、2年連続の繰越処理ができないことから、どうしても令和5年度中に執行する必要があるなどの時間的制約があった。
- ・以上のことから、本件業務については、契約が可能となった令和5年9月から翌年3月までの半年間で業務を完了する必要があり、契約までの時間短縮のためにも入札手続を採ることは困難であった。

(5) 市から回答のあった国庫交付金の内容が、次のとおりであったことを確認した。

また、毎年行われる要望額調査に係る調査要領を見ると、不用額が発生した場合は、次年度以降の配分において考慮されることが明記されていた。

【循環型社会形成推進交付金の概要】

対象事業：新クリーンセンター建設に係る新たなPPP導入プロセス検討アドバイザー業務等
委託（基本計画（案）策定業務を含む。）

対象金額：27,362,500円（対象事業委託料）

交付金額：9,120,000円（交付率1/3）

収納日：令和6年4月26日

【（循環型社会形成推進交付金等の要望額調査における）調査要領（令和4年4月20日環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課発出）】

- ・要望額と執行額との間に著しい乖離があり、多くの不用を出した場合には、当該市町村の次年度以降の配分において考慮するものとする。
- ・予算の最大限有効な執行及び今後の予算縮減の回避の観点から、年度末時点において不用を出すことのないよう、最大限の努力をお願いしたい。

(6) 予算及び国庫交付金の繰越処理に係る法規定が次のようなものであることを確認した。

【地方自治法（抜粋）】

（繰越明許費）

第213条 歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

（予算の執行及び事故繰越し）

第220条 普通地方公共団体の長は、政令で定める基準に従って予算の執行に関する手続を定め、これに従って予算を執行しなければならない。

2（略）

3 繰越明許費の金額を除くほか、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。ただし、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかつたもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基づきこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

【行政実例（昭和33年6月16日 自丁行発第108号 行政課長回答）】

質問者：島根県出納長

（問）

一 繰越した予算は、一般予算と区別して整理する必要があるがその執行及び会計事務の手続は、翌年度一般予

算と同様に処理して差支えないものと解するがどうか。又繰越した予算の執行は翌年度限りであると解するかどうか。

二 (略)

(答)

お見込のとおり。

※以上の内容は地方自治体に関するものであるが、国においても同様の取扱いとなる。

【関係職員からの聴き取り】

歳出予算繰越事務手続説明会での近畿財務局の説明は、以下のとおりであった。

繰越処理自体が、気象の関係や社会的条件の変化等の外的要因においてのみ認められるものであり、ことに事故繰越については、繰越承認日以降に発生した事由であり、かつ、東日本大震災等の大規模災害、新型コロナウイルスの感染症拡大による影響に伴う社会的事由を要因とする場合に限り認められているものである。

4 契約相手方の選定方法について

(1) 本件委託契約の相手方については、次のような理由で選定されていることを確認した。

【随意契約の理由書 (要約)】

・今回の委託先は、我が国において、空港・下水道・ガス事業の多種多様な業種において新たな PPP/PFI 事業の第1号案件の受注経験を有しているコンサルタント事業者である。

・(今回の委託先は、)本市の流域水道一体化に係る検討支援業務において精緻なシミュレーションを実施し、流域水道一体化に参加するよりも本市単独経営の方が有利であることを示すなど本市財政状況に精通している。

【関係職員からの聴き取り】

・契約前、複数のコンサルタント事業者から業務内容に関する聴き取りを行ったところ、本件委託相手方から他社に比べて斬新、かつ、丁寧な提案がもたらされたこと。(なお、市は事業者からの聴き取りを行う中で、本件委託契約を締結するに当たり、本市において課題となっている住民理解の醸成を図るために新たな PPP 方式の導入を検討することとした。)

・本件委託相手方が、空港・下水道・ガス事業といった多種多様な分野において日本初の新たな PPP/PFI 事業の導入に携わったコンサルタント事業者であるなど、PPP 分野において抜きん出た実績やノウハウを持つ事業者であったこと。

・本件業務を委託するに当たり、半年という短いスケジュールで成果品を提出できる能力を有すること。(本件委託相手方については、流域水道一体化に係るシミュレーション業務を限られた作業期間でまとめあげた実績あり)

(2) 本件委託契約の締結に当たり、市は複数の事業者から参考見積りを提出させており、その内容は次のとおりであった。

【新たな PPP 導入プロセス検討アドバイザー業務等 参考見積りの状況】

見積りの内容は、あくまで一般的条件(時間的制約に関する条件を設けておらず、また、新たな事業スキームの検討を行うなどの成果を求めていないもの)で算出されており、加えて、基本計画(案)策定業務に係る費用は含まれていない。

1 EY ストラテジー・アンド・コンサルティング (株) 8,085,000 円 (税込み)

2 A 社 8,580,000 円 (税込み)

3 B 社 15,176,700 円 (税込み)

別途、基本計画(案)策定業務に関する参考見積りを徴取しているが、あくまでサブ事業であるため参考にした程度の取扱い。ただし、契約前に本件委託相手方から提出のあった見積書によれば、こちらも同相手方が他社と比較して安価な価格を提示していた。

1 EY ストラテジー・アンド・コンサルティング (株) 19,277,500 円 (税込み)

2 C 社 23,540,000 円 (税込み)

3 D 社 24,200,000 円 (税込み)

4 E 社 14,676,090 円 (税込み)

※ E 社については、員数のみの計上で一般管理費、原価等を含まない額である。なお、C 社及び D 社の一般管理費、原価等の平均値は約 1,240 万円

(監査委員の判断)

1 本件委託契約が適法性を欠く手続を前提としているかについて

監査請求書には、瑕疵のある行政事務により建設候補地とされた地区を前提とする基本計画(案)の策定業務委託について、その対価を支払ったことの正当性について監査を求める旨の意見が述べられている。このため、このことについて次のとおり判断した。

「論点(2)」でも述べたように、市が行った建設候補地選定に係る諮問等の手続において適法性を欠く手続があったとは認められなかったことから、本件委託契約が適法性を欠く手続を前提とする契約と言うことはできない。

2 6号随契の方法により本件委託契約を締結したことについて

議会からの意見聴取の場において、本件委託契約を6号随契の方法で締結しているのは不適正であるとの意見があった。このため、市が随意契約を選択した理由について確認し、その上で次のように判断した。

(1) 市からの説明の概要

ア 契約の目的について

そもそも本件委託契約の本来の目的は、(事実関係)1-(1)及び3-(4)でも確認したように新クリーンセンター建設事業の一刻も早い進展を図るため、行政が基本条件を提案しそれを実現するために民間が参画する従来型のPFI方式ではなく、事業開始当初から民間のアイデアを積極的に採用しようとする新たなPPP方式を導入しようとするものであった。市がこのような新方式を導入しようとしたのは、(事実関係)4-(1)でも確認したように、市が複数の事業者から聴き取りを行い、その上で新クリーンセンター建設事業に関する住民理解が進まないという課題を克服するため、民間の意見を積極的に取り入れる新方式を採用しようとしたことによるものであった。また、これに加えて、新施設のコンセプトや機能等について具体的な案の提示を求める声が多かったため、より具体的な事業計画を明示できる資料を早急に作成することも目的の一つとしていた。

イ 本件委託契約に係る予算及び国庫交付金について

以上のような本件委託契約に関する予算については、もともと令和4年度予算として計上されたものであるとともに、(事実関係)3-(4)でも確認したように、同年度の国の循環型社会形成推進交付金対象経費でもあった。

本件委託契約については、本来なら令和4年度中に執行されるはずの業務であったが、当時はごみ処理の広域化による施設整備を前提とした手続を行っていたところ、斑鳩町の動向が不透明な状態が続いていたことから同年度前半での契約手続を行うことはできなかった。また、斑鳩町の離脱が明らかとなったのは令和4年8月であったが、その後も奈良市単独の建設候補地の選定作業に時間を要したため契約手続を行えない状態が続き、結果的に令和4年度予算及び交付金は令和5年度に繰り越されることとなった。

本件委託契約については、以上のような経緯を経た上で、最終的に令和5年8月開催の第64回策定委員会において「七条地区を市が選んだのであれば是認するという姿勢であったかと思う。」(事実関係)2-(1)と総括されたことを受け、ようやく本件委託契約の締結に向けて手続を開始することになったわけであるが、(事実関係)3-(6)でも確認したように、前述の予算及び交付金は、2年連続の繰越処理が認められるものとは考えられなかったため、市はどうしても令和5年度中に予算執行する必要があるという時間的制約を抱えることとなった。

以上のような事情により、市は令和5年9月から令和6年3月までの半年間で業務を完了する必要があったため、契約までの時間短縮のためにも入札の方法を採ることはできなかったと主張している。

(2) 6号随契の方法を採ったことの適法性について

このような経緯を経て行われた本件委託契約が、随意契約に関する法令等の規定((事実関係)3-(1)及び(2))に該当するかどうかであるが、本来、市が行う契約は、競争入札により相手方を決定することが大前提であるところ、前述のように実務上においては入札に付する時間的余裕がない場合が現に存在する。今回の事例においても原則にのっとり入札手続を行っていたとすると、令和5年度内に予算の執行ができず、結果的に国からの交付金9,120,000円を受け取れなかった可能性は極めて高かったと考えられる((事実関係)3-(5)及び(6))。

また、この交付金については、一旦交付決定がなされた経費に不用額が生じた場合は、提出済みの事業計画の見直しが求められるだけでなく、(事実関係)3-(5)で確認したように、次年度以降の配分において考慮さ

れ、結果的に減額決定される可能性もあったことから、単に令和5年度のみにとどまらず、今後行われる事業全体の交付金収入に影響を及ぼすおそれがあったと考えられる。

以上のような状況下において、市は、一刻も早く事業を推進し、かつ、交付金を確実に受け取れるようにするために随意契約の方法を採ったものと考えられるところである。このような事情に鑑みれば、市において作成されている奈良市随意契約ガイドラインの記載事項（(事実関係) 3- (2)）に照らし、市が本件委託契約について競争入札に付することが総合的に不利と判断したことについて、これを直ちに適法性を欠く手続と断定することはできないと考えられる。

3 事業者選定のあり方について

このように、市が入札ではなく随意契約の方法を採ったことについては一定の理解ができるものの、前述のガイドラインの「1 概要」には、「第2号（注：法施行令第167条の2第1項第2号を指す。）のように見積書を徴取できる者が1人しかない場合で、その唯一性を明確に説明することが困難なときに、上記の要件が認められるのであれば6号を適用することができる。」との記載があり（(事実関係) 3- (2)）、本件業務を委託できる事業者が他にいなかったのかとの疑念が残る。

このため、本件委託契約を随意契約の方法で締結するに当たり、どのような方法で本件委託相手方を選定したかについても確認したところ、(事実関係) 4- (1) のとおり、次のような理由が認められた。

ア 複数のコンサルタント事業者から業務内容に関する聴き取りを行ったところ、他社に比べて斬新、かつ、丁寧な提案がもたらされたこと。

イ 空港・下水道・ガス事業の分野において、日本初の新たなPPP/PFI事業の導入に携わったコンサルタント事業者であるなど複数の実績を有する事業者であったこと。

ウ 半年という短いスケジュールで成果品を提出できる能力を有すること。

これらの理由を見る限り、市は、複数の事業者から業務内容等に関する聴き取りを行い、新たなPPP方式の導入を実現できる事業者について検討し、その上でPPP分野において複数の実績を有するとともに、時間的な制約を解決できる見込みのある事業者を選定したのと考えられる。

結果として本件委託相手方が本件業務を任せられる唯一の事業者と断定し得るのかどうか証明は難しいところであるが、少なくとも市が明確な目的意識を持って、より適正な事業者選定を行えるよう努めていたことについては確認できた。

なお、市は(事実関係) 4- (2) のとおり、本件委託契約の締結に当たって複数の事業者から参考見積りを提出させている。このため、同見積書を確認したところ、最終的に市が契約した相手方が他社と比較して安価な価格を提示していたことを確認した。

ここで取り上げた参考見積りは、あくまで一般的条件（時間的制約に関する条件を設けておらず、また、新たな事業スキームの検討を行うなどの成果を求めていないもの）で算出されているため、より実際に近い条件で見積書を提出させた場合、どのような額が提示されていたか不明な点はある。しかしながら、前述のように他社と比較して安価な価格提示がなされている以上、本件委託業務の契約額が不当なものであったとは考えられず、市は入札こそ行わなかったものの可能な限り契約額を抑制できる選択をしていたものと認められる。

以上のことから、本件委託契約に関する事務について、これを直ちに適法性を欠く手続とするほどの判断はできないと考えられる。

論点(4) パブリックコメントの募集事務において、何らかの適法性を欠く手続があったか (事実関係)

1 パブリックコメント募集手続の概要について

(1) 基本計画(案)のパブリックコメント募集手続が、次のような手順で実施されていることを確認した。

【新クリーンセンター施設整備基本計画(案)のパブリックコメント募集手続の概要】

- ・令和6年3月22日 基本計画(案)作成業務委託の成果物納品
- ・令和6年3月27日 パブリックコメント募集起案
- ・令和6年3月29日 同決裁
- ・実施時期 令和6年3月29日から同年5月31日まで
- ・実施内容 基本計画(案)に対する意見募集
- ・意見提出通数 1,859通、意見総数 4,823件

2 建設用地が七条地区に確定したかのような誤解を招く表現があったかについて

(1) 市がパブリックコメント募集手続を実施した基本計画(案)に次のような記述があることを確認した。

【新クリーンセンター施設整備基本計画(案)(抜粋)】

第1章 計画の目的

環境清美工場周辺の住民を中心とした公害調停申請人と奈良市との間で締結した移転建設を趣旨とした調停条項により、新たな候補地を選定して新クリーンセンターを早期に建設することが求められています。

第5章 建設候補地

1. 建設候補地

新クリーンセンター建設候補地としては、以下の観点から、七条地区が適地であると考えています。

- ① 支障となる立地規制がない
(略)
- ② 広大な平坦地であり、周辺住宅からの離隔が十分にとれている
(略)
- ③ 幹線道路からの接道状況が良好
(略)
- ④ 収集運搬効率の面で優れている
(略)

(2) 市ホームページの「新クリーンセンター建設候補地住民に対する説明会・意見交換会の実施状況について」において、次のような記述があることを確認した。

【市ホームページ「新クリーンセンター建設候補地住民に対する説明会・意見交換会の実施状況について」(抜粋)】

Q なぜ、七条地区が最終候補地になったのですか？

A 現時点においてあくまでも候補地であり、建設地として決定したものではありません

3 施設整備費の概算額の公表について

(1) 基本計画(案)を査閲したところ、次のような記述があることを確認した。

【新クリーンセンター施設整備基本計画(案)(抜粋)】

第16章 概算事業費及び事業財源

1. 概算事業費

1) 整備費

新クリーンセンター建設に係る費用は、事業者からのアンケート結果から約450億円(税込み)を見込んでいます。

(略)

この費用は現時点での概算であり、今後詳細な検討を重ねることで変更となる場合が見込まれます。

(2) 奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)に次のような規定があることを確認した。

【奈良市契約規則(抜粋)】

(予定価格)

第10条 一般競争入札に付する場合には、市長又はその委任を受けた者は、当該契約に関する仕様書、設計書等によつて当該契約金額を予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。ただし、次に掲げる競争入札を行う前に予定価格を公表するものについては、その予定価格を記載した書面を封書にすることを要しない。

- (1) 建設工事の請負契約その他市長が定める契約の入札
- (2) (略)

2・3 (略)

(監査委員の判断)

1 パブリックコメント募集手続が適法性を欠く手続を前提としているかについて

監査請求書には、瑕疵のある行政事務により建設候補地とされた地区を前提として基本計画(案)が策定され、これをパブリックコメント募集手続に付したことが不誠実である旨の意見が述べられているため、このことについて次のとおり判断した。

「論点(2)」でも述べたように、建設候補地の選定手続が適法性を欠くものであったと断定することができないため、それをもって基本計画(案)の策定業務委託についても適法性を欠く手続を前提にしているとは言えず、ひいてはパブリックコメント募集手続についても同様に適法性を欠く手続を前提にしていると言うことはできない。

2 建設用地が七条地区に確定したかのような誤解を招く表現があったかについて

監査請求書には、基本計画(案)をパブリックコメントに付したことにより、あたかも建設用地が七条地区に確定したかのような誤った情報を流布し、市民に誤解を与えることになったとの意見が述べられている。このため、監査委員は、市が行ったパブリックコメント募集手続の経緯や公表された文書について確認し、次のとおり判断した。

まず、監査請求書に記載されている事項をどのような基準に照らして監査すべきかについて検討したところ、一般的に誤解を与えたかどうかの判断は主観的な感覚を伴うものであるとともに、法的、客観的な基準が存在しない。このため、本件事案を監査対象事項として検討することにはなじまないとも考えられたが、ここでは、これまでに公表されている基本計画(案)をはじめとする市の公表文書において、意図的に建設用地が確定したかのように表現している箇所がなかったかについて確認することとした。

最初にパブリックコメント募集手続の対象となっている基本計画(案)の記載事項を確認したところ、同計画(案)の第5章には「新クリーンセンター建設候補地としては、(中略)七条地区が適地であると考えています。」と記載されており、そのように断った上で、同ページ中に七条地区を適地と考える四つの理由が示されていることを確認した((事実関係)2-(1))。

このように同計画(案)には七条地区の名が記されてはいるものの、その取扱いはいくまで候補地としてのものであり、市は、同地区を候補地とした複数の理由を明示した上でその選定のあり方も含めて意見募集していたものと考えられる。このことから、今回の意見募集の方法が一般的なパブリックコメント募集手続の範囲を逸脱するものとは言えず、特に問題があるものとは見受けられなかった。

続いて、このパブリックコメント募集手続とは別に、市ホームページの「新クリーンセンター建設候補地住民に対する説明会・意見交換会の実施状況について」((事実関係)2-(2))を閲覧したところ、七条地区について「現時点においてあくまでも候補地であり、建設地として決定したものではありません」と明記されており、市が七条地区を建設用地として確定していないことを公にしていることが確認できた。

このように、少なくとも公表されている文書を見る限りにおいては、市が意図的に誤解を与えるような表現をしている箇所は見受けられなかった。

3 施設整備費の概算額の公表について

議会からの意見聴取の場において、基本計画(案)に記載されている施設整備費の概算額が公になったことにより、今後の建設工事の契約において競争原理が働かなくなるおそれが生じ、このことは、地方財政法(昭和23年法律第109号)第4条第1項で定める「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」との規定に抵触する可能性があるとの意見があったため、検討の上次のとおり判断した。

公表されている基本計画(案)を改めて確認したところ、概算額はあくまで現時点での見込額であり、今後変更される可能性のあることが明記されていた。また、奈良市においては、本件事案に限らず建設工事の入札に当たって事前に予定価格を公表している((事実関係)3-(2))。このため、仮に基本計画(案)に記載されている概算額が公になっていなかったとしても、いずれは明らかにされる情報であったと認められる。

以上のことから、概算額を公表したことにより今後の工事の契約額に何らかの影響を及ぼすとは考えられない。
論点(5) 本件事案において、内部統制上の不備があったか

本件事案について論点ごとに監査を実施した結果、適法性を欠くと考えられる点は見受けられなかったため、「論点(5)」に関しては特段の検討を行っていない。

第4 結論

以上のように本件監査を実施した結果、本件事案において適法性を欠くと考えられる点は見受けられなかった。
(令和6年12月16日掲示済)

奈良市監査委員告示第16号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知

があったので、次のとおり公表します。

令和6年12月26日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 寺 川 拓
同 道 端 孝 治
同 中 西 吉日出

北部出張所

監査結果公表日 令和5年3月31日 (奈良市監査委員告示第7号)

措置結果通知日 令和6年11月14日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>長期継続契約で締結されている奈良市北部会館設備管理業務及び駐車場管理業務並びに環境衛生管理業務委託において、予算額(12か月分)が1,000万円以上である月額の前定価格を課長職の所管所長が決定していた。</p> <p>前定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領(平成23年9月1日施行)第3条第2号に、1件の見積金額が1,000万円以上の契約における前定価格の決定者は次長職以上と規定されており、長期継続契約の場合1件の見積金額は、月額の前定価格ではなく、12か月分の予算額に読み替えて運用されていることから、本件前定価格の決定者は次長職以上となる。</p> <p>同事務取扱要領に基づき、適正な契約事務を行われたい。</p>	<p>長期継続契約である奈良市北部会館設備管理業務及び駐車場管理業務並びに環境衛生管理業務委託において、令和6年7月1日からの契約の予算額(12か月分)が1,000万円以上となることから、前定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領第3条第2号に基づき、前定価格を次長で決定しました。</p>

都祁行政センター 地域振興課

監査結果公表日 令和6年6月28日 (奈良市監査委員告示第11号)

措置結果通知日 令和6年11月25日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>前定価格20万円以上の施設修繕料3件の執行において、緊急を要することから見積書の徴取を1者としていた。</p> <p>これらの修繕は、市道の路面破損という通行上の危険があるなど、緊急を要するものと認められるが、奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第18条の2の規定を見ると、施設修繕料の場合、緊急を要するときであっても2者以上から見積書を徴さなければならないとされている。</p> <p>契約規則に基づき、適正な契約事務を行われたい。</p>	<p>監査の指摘を受け、施設修繕を執行する場合、奈良市契約規則第18条の2に基づき、緊急を要するときであっても2者以上から見積書を徴し適正な契約事務を行うよう改めました。</p>

一条高等学校事務室

監査結果公表日 令和6年3月29日 (奈良市監査委員告示第4号)

措置結果通知日 令和6年12月9日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>教員の旅費支給については、各種会議出席、各種大会参加、引率等、支給事由が様々であり、また、対象人数も多いため、旅行命令漏れがないか、実際に旅行したか、旅費対象か教員特殊業務手当か、支給漏れがないかなど、支給に係る留意点が多い業務となっている。</p> <p>これらの点を踏まえ、教員の旅費に関する書類を査</p>	<p>令和6年度から、旅費の支給について、旅行者が入力したエクセルデータの旅費一覧表と旅行命令書類を照合し、複数人で確認した上で、旅費の支給判定及び請求書等の作成を行うことで支給漏れや支給先の誤りがないうよう改めました。</p>

閲したところ、支給漏れの事例が見受けられた。
 教員の旅行命令については、庶務事務システムで管理できず、書面での手続であることから、旅費の支給状況の把握が不十分であると支給漏れのリスクがある。
 旅費の執行状況について定期的に確認を行い、支給漏れのないよう徹底されたい。

市民課（市民サービスセンターを含む。）

西部出張所 住民課

監査結果公表日 令和6年3月29日（奈良市監査委員告示第4号）

措置結果通知日 令和6年12月10日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>住民票等の発行業務を担っている複数の部署において、減免対象外の住民票記載事項証明手数料を誤って減免している事例があった。 この主な原因は、令和4年4月から減免基準が変更されたことについて、市民課から関係部署への情報伝達が適切に行われていなかったことによるものであった。 制度変更等があった場合には、関係部署との情報共有を十分に行った上で、適正に収納事務を行われたい。</p>	<p>住民票等の発行業務に変更が生じた場合は、職員ポータルのスペース機能等を利用して、関係部署間で情報共有を図ることとしました。 また、スペース機能を利用できない職員については、紙文書を回覧する方法で周知することにより、情報伝達に漏れが生じないよう周知の方法を改めました。</p>

(令和6年12月26日揭示済)

奈良市監査委員告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別添のとおり公表します。

令和6年12月26日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
 同 寺 川 拓
 同 道 端 孝 治
 同 中 西 吉日出

奈 総 法 第 118 号
 令 和 6 年 11 月 28 日

奈良市監査委員 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

令和4年度包括外部監査「防災に関する事業の財務事務の執行について」の結果に対する措置状況について

第3 包括外部監査の結果及び意見

2. 危機管理課

(2) 結果及び意見

①自主防災防犯組織活動交付金経費

市は交付金の精算又は繰越の可否について規定する必要がある。

(危機管理課)

【監査結果】

奈良市自主防災・防犯組織活動交付金交付要項では、会計年度の終了後に事業報告書及び収支報告書を市長に提出することを求めているが、交付金の余剰が生じた場合について規定されていない。

実際に令和3年度に交付された団体の中に、交付金の余剰が生じ、生じた余剰分を積立金や次年度繰越金として
いる団体が存在する。余剰金が生じた場合、原則的には交付金の精算を求め、特殊な事情がある場合のみ積立てを
認める等、余剰金の取扱いについて整備する必要がある。

【措置の内容】

奈良市自主防災・防犯組織活動交付金の余剰金について、過去、精算及び積立金の取扱規定がなかったことから
、「奈良市自主防災・防犯組織活動交付金要項」を改訂（令和6年4月1日施行）し、余剰金の精算（千円超過分
について返還請求）及び積立金の取扱いについて追記しました。

あわせて、「奈良市自主防災・防犯組織活動交付金の手びき」（令和6年4月）を策定し、令和6年度交付金交付
分から適用しました。

第3 包括外部監査の結果及び意見

2. 危機管理課

(2) 結果及び意見

①自主防災防犯組織活動交付金経費

余剰金の積立てを実施している団体についてその残高を把握していないため、特例的に積立てを認める場合は別
口座で管理させ、毎年度末残高の報告を求めることにより積立金の使用状況及び残高を把握する必要がある。

(危機管理課)

【監査結果】

令和3年度に交付金を受けた団体の中に、生じた余剰金を積立金としている団体が存在する。しかし、市は各団
体の積立金の残高を把握していないため、当該積立金を目的以外の目的に使用しても発見できないおそれがある。

特例的に余剰金の積立てを認める場合、その積立金は別口座で管理させ、事業報告書及び収支報告書に加え積立
金の残高に関する報告も受領し、その使用状況及び残高を把握する必要がある。また受領した残高に関する報告に
ついては、金融機関が発行する残高証明書や預金通帳等によりその残高を検証する必要がある。

【措置の内容】

積立申請時及び報告時には、所定様式等の提出を求めるよう「奈良市自主防災・防犯組織活動交付金要項」に追
記するとともに、別口座での管理を求める旨、「奈良市自主防災・防犯組織活動交付金の手びき」（令和6年4月）
に明記し、各地区の自主防災・防犯組織へ周知しました。

第3 包括外部監査の結果及び意見

2. 危機管理課

(2) 結果及び意見

③災害用物資備蓄経費

備蓄在庫の管理方法及び実査についてのマニュアルを整備する必要がある。

(危機管理課)

【監査結果】

市は備蓄在庫の管理方法及び定期的な実査についてのマニュアルを有しておらず、正確な備蓄在庫数量を把握す
ることが困難な状況となっている。日常の在庫の受入れ・払出しの管理方法や定期的な実査に関するルールを定
め、正確な在庫数量の把握に努める必要がある。

【措置の内容】

備蓄倉庫の管理方法については、令和5年度から年に1度の備蓄倉庫の総点検を実施するとともに、kintone（キ
ントーン）で備蓄品の数量や使用期限等を管理するシステムを構築し、適正な管理を実施しました。

実査マニュアルについては、令和5年度に実施した点検等に基づき、今後、実査マニュアルの整備を進めていき
ます。

第3 包括外部監査の結果及び意見

2. 危機管理課

(2) 結果及び意見

③災害用物資備蓄経費

在庫を管理するに当たり、棚札により残数及び使用期限を把握し、保管場所を設定し他事業の備品との混在を防
ぐ必要がある。

(危機管理課)

【監査結果】

備蓄倉庫を視察したところ、市が発注・払出情報を基にエクセルにて管理している在庫数量（以下「理論数量」という。）と、実際の在庫数量（以下「実際数量」という。）との間に差異が発生している物品が存在した。具体的には、理論数量より実際数量が多かった物品が1件、物品は存在するにもかかわらず管理エクセルには記載されていなかった物品が1件検出された。

また、視察した拠点のうち1箇所では、危機管理課が所管する災害用物資ではない他事業の備品等も混在していたほか、危機管理課所管の各物資の箱には棚札等は特段貼り付けられていなかった。そのため、開封し一部を払い出した箱に含まれる残数や物資の使用期限について管理しにくい状況となっていた。

物品を適切に管理するためには、各物資に棚札を貼り付け、内容物の残数や使用期限を明瞭に把握する必要がある。また、在庫の保管場所について、他事業の備品と保管場所を明確に区別して設定し、災害用物資とそれ以外の備品を区別して管理する必要がある。

【措置の内容】

備蓄倉庫には、危機管理課の所管の物資のみを備蓄することとしており、備蓄倉庫の管理方法については、令和5年度から年に1度の備蓄倉庫の総点検を実施するとともに、kintone（キントーン）で備蓄品の数量や使用期限等を管理するシステムを構築し、適正な管理を実施しました。

第3 包括外部監査の結果及び意見

2. 危機管理課

(2) 結果及び意見

③災害用物資備蓄経費

整備されたマニュアルに基づき、全拠点に対して計画的に在庫数量の実査を実施する必要がある。

(危機管理課)

【監査結果】

危機管理課では、不定期ではあるものの各拠点の在庫数量の計数を実施している。しかし、計画的に全拠点の在庫数量について確認できていない。

災害用物資の紛失や盗難、陳腐化の状況を把握するために、全拠点に対し計画的に在庫数量を確認する必要がある。

【措置の内容】

備蓄倉庫の管理方法については、令和5年度から年に1度の備蓄倉庫の総点検を実施するとともに、kintone（キントーン）で備蓄品の数量や使用期限等を管理するシステムを構築し、適正な管理を実施しました。

第3 包括外部監査の結果及び意見

2. 危機管理課

(2) 結果及び意見

④視覚障害者への緊急告知ラジオ配付経費

緊急告知ラジオの調達・発送業務に関して、実際の発送数が見積発送数に大幅に満たないにもかかわらず、見積発送数に基づく金額で支払が行われている。過払いが発生しないよう、実際の発送数に基づく単価契約とする、又は実際の発送数に応じて精算する契約とする必要がある。

(危機管理課)

【監査結果】

市内の視覚障害1級・2級の手帳所持者数を参考に、緊急告知ラジオの調達・発送数を600台と見積もり、当該台数を前提に調達費用、発送費用、コールセンターでの対応費用等を積算し、契約額を決定した。しかし、実際の配付実績は508台にとどまっているにもかかわらず、当初契約額で支払を行なったため、100台弱分の過払いが発生していると考えられる。過払いが発生しないよう、発送台数に応じた単価契約とする、又は実際の発送数に応じて精算する契約とする必要があったといえる。

なお、市は、本業務を単価契約としなかった理由について、本業務にはコールセンター対応業務も含まれていることから、配付台数に応じた単価契約にそぐわないためと判断したとのことである。しかし、コールセンター業務に係る見積金額は、対応日数と1日当たりの単価で算出されており、コールセンター業務は定額業務の契約とし、ラジオの調達・配付業務は別の単価契約の業務とすることも検討の余地があったといえる。

【措置の内容】

令和6年度の契約時に契約書・仕様書の見直しを実施し、配布台数の実績に基づく単価契約に変更しました。

第3 包括外部監査の結果及び意見

3. 消防局 消防総務課

(2) 結果及び意見

②消防職員貸与被服経費

消防職員貸与の被服等について、退職時に全て返納されたのかを確認していないため、網羅的に返納されたのかを確認する必要がある。

(消防総務課)

【監査結果】

市は貸与品等について、貸与時に個人ごとにどの種類の貸与物品を貸与したのかを物品管理システムに登録するものの、退職時に返納物の現物とシステムに登録されている貸与物品の内容を照合していない。したがって、貸与品が全て返納されていなくても発見できない可能性がある。貸与品等には繰り返し利用が可能なものが含まれており、職員の退職時には網羅的に返納されているかを確認する必要がある。

【措置の内容】

これまで退職者に対しては、退職時に給貸与被服を返納するよう書面による案内を行ってきましたが、令和6年度末退職者から、退職者に給貸与した給貸与品のうち、使用年数が残存しており返納の必要があるものをシステムから抽出し、返納対象給貸与品を精査した上で個人単位で書面による案内を行い、返納品の受領まで管理を行うことで、網羅的に返納されたかを確認する方法を導入しました。

第3 包括外部監査の結果及び意見

3. 消防局 消防総務課

(2) 結果及び意見

②消防職員貸与被服経費

被服等の貯蔵品について、定期的の実数の確認が実施されていないため、定期的な実査を行う必要がある。

(消防総務課)

【監査結果】

市は消防職員に対して、被服等の規程に定める被服等を貸与品等として貸与しているが、この貸与品等のうち、消防職員に未だ貸与していない貯蔵品に相当するものを保管・管理している。この貯蔵品について、市は発注時には実数の確認を実施しているものの、定期的な実査は実施しておらず、紛失や盗難等を適時に把握できない可能性がある。貯蔵品については、少なくとも年に1回は実査を行い、帳簿数量と実数が整合しているかを確認する必要がある。

【措置の内容】

消防職員貸与の被服等の返納を網羅的に確認する取組の実施時期に連動し、被服等の貯蔵品について定期的に帳簿と実数を確認するような仕組みを導入しました。

第3 包括外部監査の結果及び意見

3. 消防局 消防総務課

(2) 結果及び意見

③消防庁舎管理経費

空調設備保守点検委託を随意契約により締結しているが、随意契約の理由が不明瞭である。随意契約を締結するのであれば、理由を明確化する必要がある。

(消防総務課)

【監査結果】

奈良市消防局及び防災センターの空調設備の保守点検業務について、市は当該空調設備の設置業者である三菱電機ビルテクノサービス株式会社と随意契約を締結している。(表省略)

契約方法について、地方自治法第234条第2項によると、随意契約は政令で定める場合に限り可能である旨が規定されており、さらに、地方自治法施行令第167条の2第1項において、随意契約を締結できる場合が次のとおり規定されている。(表省略)

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号について、市では、奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第17条の2において、金額基準を次のとおり定めている。(表省略)

支出負担行為の理由書によると、「三菱電機ビルテクノサービス株式会社は空調設備の設置業者であり、見積書を徴収したところ予定価格以内であったため随意契約を行った」と記載されている。「予定価格以内であること」を随意契約の理由としていることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（以下「1号随契」という。）を根拠としていることがうかがわれる。しかし、奈良市契約規則第17条の2によると、保守業務は同項第1号から第5号の契約種類には該当せず、第6号の50万円が基準額になると考えられる。したがって、本契約は50万円を超過している以上、1号随契を理由に随意契約を締結することは不相当であると考えられる。

また、「空調設備の設置業者である」ことも随意契約の理由の一つとしているため、1号随契以外を根拠に随意契約を締結したとも考えられる。そうであれば、どの条項を理由に随意契約を締結したのか、明確化する必要があるといえる。

なお、空調設備の保守点検は一般的に設置業者でなくても実施可能な業務であることが多く、競争入札を実施していれば、より安価に契約を締結できた可能性も否定できない。安易に製造業者や設置業者と随意契約を締結せずに、契約方法の原則である競争入札を積極的に実施することが望ましい。

【措置の内容】

空調設備保守点検業務委託は、その性質又は目的が競争入札に適さないと判断し、見積額が予定価格以内であることを理由とする1号随契を改め、令和6年度からは2号随契で処理することとしました。その際、随意契約の理由を「奈良市消防局第2庁舎3階に設置の空調設備は、奈良市・生駒市消防指令センター及び奈良市情報システムサーバ等が多数稼働する重要なフロアの空調を担っていることから、24時間365日の安定稼働が求められており、故障時には直ちに部品調達を行い復旧する必要があるため、当該空調設備の設置業者であり、高い技術力と設置機種種の保守点検業務に精通した事業者を選定した。」と修正しました。

第3 包括外部監査の結果及び意見

4. 消防局 消防課

(2) 結果及び意見

②消防活動事業

消防課で管理する在庫の管理方法及び実査についてのマニュアルがないため、整備する必要がある。

(消防課)

【監査結果】

消防課では、消火剤や吸着マット等の在庫を保有し、受け払いを記録したり、不定期に在庫数量をカウントしているものの、当該在庫の管理方法や、定期的な実査についてのマニュアルを有していない。正確な在庫数量を把握し、適切に管理するためにも、日常の在庫の受入れ及び払出しの管理方法や定期的な実査に関するルールを整備する必要がある。

【措置の内容】

令和5年度から、消火剤や吸着マット等の消防課で管理する在庫の管理方法について、在庫管理の正確性向上のため、「消防活動用消耗品差引簿」という簿冊を作成し管理しています。在庫の種類や数量（購入・払出）、保管場所、管理責任者（補佐）、使用理由などを明確に記入し、適切な記録方法を設けています。

第3 包括外部監査の結果及び意見

5. 消防局 予防課

(2) 結果及び意見

③女性防災クラブ活動助成事業

女性防災クラブ規約にて選任を規定している役員が選任されていない女性防災クラブが存在するため、適切に選任するよう指導する必要がある。

(予防課)

【監査結果】

各クラブは女性防災クラブ規約（以下「クラブ規約」という。）に、適切かつ円滑なクラブ運営のため役員を選任を規定しており、各クラブの特性に合わせ若干の違いはあるものの、おおむね次に掲げる役員を選任している。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 会計 1名

4. 書記 1名
5. 班長 若干名
6. 会計監査 1名

しかし、23クラブ中18クラブにおいて、必要な役員の一部が選任されていない状態であった。(表省略)

クラブ規約において各役職に応じた役員を選任について規定しているのは、公的な助成金を受け、運営するクラブの性質上、役割を持った複数の役員による相互監視により、不適切な運営が行われることを防止する目的があると考えられる。そのため、必要な役員が選任されていないクラブに対して、選任するように指導する必要がある。

その際、構成員が少なく全ての役員を選任することが難しい場合もあることから、相互監視が図られる範囲内で兼任も認めるなど、現実的な対応が望まれる。

【措置の内容】

令和5年度の総会において、各クラブにおいて適切に役員選出を行うよう指導しました。また各クラブの現状や事情に応じた役員構成の見直しや、役員兼任を行う場合等は規約を改正し、令和6年度の補助金等交付申請に併せて規約及び役職入り名簿を消防局予防課へ提出するよう、各クラブに指導しました。

第3 包括外部監査の結果及び意見

8. 建設部

(2) 結果及び意見

②河川耕地課

市民から寄せられた河川の改修等の要望案件について、進捗管理が適切に行われておらず、未対応となっている案件を適宜に把握できていない。対応の要否について、適宜適切に評価できる体制を整備する必要がある。

(河川耕地課)

【監査結果】

市民から河川の改修、修繕、浚渫の要望が寄せられると、市は案件ごとに要望書としてまとめるともに対応方針を決定し、受付台帳を作成している。しかし、当該受付台帳にて適宜進捗を記載しておらず、また未対応の案件について、対応の要否の検討や、翌期への繰越といった作業は実施できていない。未対応の案件について、対応が不要なものについては消し込み、その後の状況確認が必要なものは別途管理するといった対応を行う必要がある。

また、受付台帳は紙資料であり、要望の傾向や分析に不向きであることから、電子化することで、一定の場所で複数の要望が来ている等の傾向を把握し、今後の事業に活用できるようにすることが望まれる。

【措置の内容】

令和5年度から、受付台帳に進捗状況及び未対応案件の処理状況などを記載し、適正な進捗管理ができるよう改善しました。

また、受付台帳を電子化することで箇所別の一覧を抽出し、複数の要望が出ている箇所及び傾向を把握し今後の事業に活用できるよう、適切に対応しました。

令和3年度包括外部監査「債権管理に関する財務事務の執行について」の結果に対する措置状況について

第3 包括外部監査の結果及び意見

8. 市営住宅に関する未収金

(3) 未収金に関する調査

②結果及び意見

家賃相当損害金について督促等を行っていない。債権として計上している限りは回収に努めるべきである。

(住宅課)

【監査結果】

家賃相当損害金について督促等を行っていない。これは、債務者が退去者であるため債務者の情報調査や回収業務に労力を要すること、回収可能な債権を債権回収に要する費用が上回ると判断していることによる。しかし、実際にどの程度の費用を要するか等の検証は実施しておらず、債権として計上している限りは、回収に努めるべきである。

なお、仮に回収が困難であることが明らかである場合は、債権として計上する意義に乏しいことから、不納欠損処理することが望まれる。

【措置の内容】

家賃相当損害金については、令和6年度から督促等を実施しました。

また令和7年度から市営住宅等の管理を指定管理者に委託する予定であり、家賃相当損害金を含めた債権の督促等について奈良市の指示のもと行うこととなっており、今後回収可能な債権が増える（督促等件数が増える）ことを見込んでいます。

(令和6年12月26日揭示済)

奈良市監査委員告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和6年12月27日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
 同 寺 川 拓
 同 道 端 孝 治
 同 中 西 吉日出
 奈 監 第 129 号
 令和6年12月27日

奈良市長 仲川 元庸 様
 奈良市議会議長 森岡 弘之 様
 奈良市教育長 北谷 雅人 様

奈良市監査委員 東 口 喜代一
 同 寺 川 拓
 同 道 端 孝 治
 同 中 西 吉日出

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

1 監査対象

子ども未来部

幼稚園 伏見南 六条

保育園 京西

環境部 環境清美工場（工場整備課を含む。）

クリーンセンター建設推進課

都市整備部 開発指導課 建築指導課 住宅課

建設部 道路維持課（土木管理センターを含む。） 河川耕地課

会計管理者 会計課

(企業局)

経営部 企業総務課

事業部 水道計画課（技術監理室を含む。） 水道工務課

(教育委員会)

教育部

中学校 伏見 京西

小学校 あやめ池 伏見南 六条

議会事務局 議会総務課（議事調査課を含む。）

2 監査期間

令和6年10月11日から同年12月27日まで

3 監査方法

令和5年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた令和6年5月末日現在（一部は同年3月末日現在）の資料に基づき、地方自治法第199条第2項の趣旨も踏まえ、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で実施しました。

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

また、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

なお、一部の課において監査結果を出せなかった案件があるため継続監査としている。

都市整備部

建築指導課

【指摘】

職員の旅費に関する書類を査閲したところ、職員3人の市外旅費について、支払が行われていなかった。旅費については、定期的に財務会計システム（旅行件名選択ダイアログ）を利用して支払状況の確認を行うなど、支払漏れのないよう徹底されたい。

住宅課

【指摘】

職員の旅費に関する書類を査閲したところ、職員2人の市外旅費について、支払が行われていなかった。旅費については、定期的に財務会計システム（旅行件名選択ダイアログ）を利用して支払状況の確認を行うなど、支払漏れのないよう徹底されたい。

【指摘】

市営住宅の同一の浴室における修繕を、各々50万円を超えない程度の契約金額で同一業者と別々に随意契約で実施している事例が見受けられた。

これらの修繕については、書類上、施工日は別々になっているが、添付されている写真を見ると、時系列に矛盾があり、同時に施工したと判断されるものであった。

また、上記以外にも、時系列に矛盾がある施設修繕が複数見受けられた。

これらは、競争入札を避けるための分割発注と見受けられるので、厳に慎まれたい。

【意見】

市営住宅の管理については、令和7年度から指定管理者制度を採用する予定となっている。

これにより、公の施設の管理に民間の能力を活用でき、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減を図る効果が期待されているところではあるが、一方では、指定管理者へのモニタリングを適切に実施することが所管課に求められることになる。

市営住宅においては、通常管理業務に加え、住宅使用料等の徴収や施設修繕料の執行等といったリスクの高い業務も指定管理に含まれている。

今後、市の直接執行から指定管理者での間接執行になることによってリスクの所在が遠ざかることに伴い、マネジメントのあり方がより重要になると考えるため、上記モニタリングを含め指定管理者を適切に管理監督する必要性が生じてくる。

これらのことから、指定管理者制度を最大限有効に活用するためにも、指定管理者に施設管理を任せきりにするのではなく、指定管理者制度の採用に伴い業務の効率化が図られる反面、新たに課題が生まれることについて十分に留意し、当該施設の管理が適正に行われているか、指定管理者に対し管理業務及び経理の状況に関し報告を求め、実地について調査するなど、施設の管理状況について把握した上で、市として適切に管理監督されたい。

建設部

道路維持課（土木管理センターを含む。）

【指摘】

道路災害復旧事業における委託料及び工事請負費において、予算の裏付けがない状態で発注が行われている事例が見受けられた。

これは、令和5年6月に発生した豪雨災害に対応するため、予算の配当替を受けたものの、配当替を受けた予算額以上に発注を行ったことによるものであった。

その後、9月議会で補正予算の議決を受けて、事後的にはあるが予算不足は解消していた。

地方自治法第232条の3に「契約その他の行為（中略）は、法令又は予算の定めるところに従い、これを

しなければならない。」と規定されており、災害対応であったとしても、予算を確保した上で発注を行う必要がある。

予算が不足した場合は、所定の手続を経て予算を確保した上で、適正に事業執行を行われたい。

(企業局)

事業部

水道計画課（技術監理室を含む。）

【意見】

水道工務課で執行された口径150㎜配水支管改良工事において、「軽微な設計変更伺」が同日付けで複数作成されており、それぞれで決裁されている事例が見受けられた。また、その「軽微な設計変更伺」の概算増減見込額と精算時の確定額に2倍以上の差が生じているものがあった。

水道計画課が所管する「工事請負契約における設計変更要領」（平成30年4月奈良市企業局作成）によると、設計変更の事務処理は設計変更理由の案件ごとに行うことが規定されている。しかしながら、設計変更時は変更率及び増減見込額により、事前協議会による承認の要否等の事務処理区分が決定されることから、同時期に設計変更の必要性が判明したものについて、その事務処理を案件ごとに行うことは、事務処理区分の段階を引き下げることに伴い、契約内容の透明性の向上を図るという同要領の本来の目的に沿わないことになると考える。なお、市長部局においては、同時期に設計変更の必要性が判明したものについて、まとめて設計変更の事務処理を行う取扱いとなっている。

また、同要領には、当初の概算増減見込額と精算時の確定額に差が生じた場合の取扱いについて規定がなかった。このことについても、前述と同様の理由により、概算増減見込額は可能な限り正確な額を算出する必要があり、当初の見込額を大幅に超えることが想定される場合においては、再度設計変更を行った上で決裁を受ける必要があると考える。

これらのことから、同要領の所管課においては、設計変更の重要性を踏まえた上で、必要に応じて適切な決裁が行われるよう、要領の改正を検討されたい。

水道工務課

【指摘】

配水管設計積算支援業務委託において、受注者から提出された再委託承諾申請書に対する書面による承諾が確認できない事例が複数見受けられた。

当該委託契約書においては、再委託を行う場合、又は請け負わせようとする場合はあらかじめ発注者の書面による承諾が必要と規定されている。

また、書面による手続がなされていなければ、再委託先において何らかのインシデントが発生した場合に、責任の所在が不明確となりかねない。

加えて、受注者とは、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第2号により、競争入札に適しないものとして随意契約を締結していることから、再委託を承諾する場合はより一層厳格な審査が必要となる。

これらのことから、再委託承諾申請書が提出された場合においては、申請内容が妥当であるか、再委託の理由が随意契約の趣旨と矛盾しないかといった点について適切に審査を行った上で、承諾する際には契約書に基づき書面にて事務手続を行われたい。

【複数課にわたる共通意見】

各課の備品管理状況について台帳と現物を照合したところ、備品台帳における登録や削除の処理が漏れている事例が散見された。

地方公共団体の財産については、地方財政法（昭和23年法律第109号）第8条に「常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定されている。

この規定の趣旨を踏まえ、備品台帳への登録や削除の漏れがないよう留意し、定期的に台帳と現物の照合を行うなど、適切な備品管理に努められたい。

（令和6年12月27日掲示済）

公 営 企 業

奈良市企業局告示第65号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和6年12月18日

奈良市公営企業管理者 増田 聡

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
NEXT ONE	森下 義仁	奈良県香芝市今泉 1046 番地 28	令和6年12月11日

(令和6年12月18日揭示済)

奈良市企業局告示第66号

奈良市企業局建設工事等入札参加の資格等に関する要領（令和5年奈良市企業局告示第67号）第3条第2項の規定により、入札参加資格審査の申請の期間を定めたので、次のとおり告示する。

令和6年12月25日

奈良市公営企業管理者 増田 聡

- 1 定期申請及び追加申請の期間
令和7年1月6日から同月31日まで
- 2 競争入札参加資格の有効期間
 - (1) 定期申請 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで
 - (2) 追加申請 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(令和6年12月25日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第20号

令和6年12月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和6年12月19日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

- 1 日 時
令和6年12月25日（水） 午前10時から
- 2 場 所
奈良市役所 中央棟地下1階 B1 会議室
- 3 会議に付すべき事案
教育長報告
教育長報告 (1) 令和7年（令和6年度）奈良市二十歳を祝う会について
協議事項
協議事項 (1) 奈良市の目指す学びの変革
その他報告事項
その他報告事項 (1) 奈良市立中学校におけるいじめ事象について
傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(令和6年12月19日揭示済)

奈良市教育委員会告示第21号

西部公民館学園大和分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する

る条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和6年12月20日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市学園大和町一丁目187番地
西部公民館学園大和分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市学園大和町一丁目1367番地の1
学園三碓地区自治連合会
会長 頭川 訓子
- 3 指定管理者の指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 西部公民館学園大和分館の事業の実施に関する事。
 - (2) 西部公民館学園大和分館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 西部公民館学園大和分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他教育委員会が定める事。

(令和6年12月20日掲示済)

奈良市教育委員会告示第22号

南部公民館精華分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和6年12月20日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市高樋町640番地の1
南部公民館精華分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市高樋町493番地
高樋町自治会
会長 吉崎 弘俊
- 3 指定管理者の指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 南部公民館精華分館の事業の実施に関する事。
 - (2) 南部公民館精華分館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 南部公民館精華分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他教育委員会が定める事。

(令和6年12月20日掲示済)

奈良市教育委員会告示第23号

南部公民館東九条分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和6年12月20日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市東九条町 393 番地の 4
南部公民館東九条分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市東九条町 918 番地の 4
東九条町自治会
会長 上田 啓二
- 3 指定管理者の指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 南部公民館東九条分館の事業の実施に関する事。
 - (2) 南部公民館東九条分館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 南部公民館東九条分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他教育委員会が定める事。

(令和6年12月20日揭示済)

奈良市教育委員会告示第24号

田原公民館横田分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和6年12月20日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市横田町 336 番地の 1
田原公民館横田分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市横田町 433 番地
田原地区自治連合会
会長 北森 雅人
- 3 指定管理者の指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 田原公民館横田分館の事業の実施に関する事。
 - (2) 田原公民館横田分館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 田原公民館横田分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他教育委員会が定める事。

(令和6年12月20日揭示済)

奈良市教育委員会告示第25号

田原公民館水間分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和6年12月20日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市水間町 989 番地の 1
田原公民館水間分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市水間町857番地の1

水間町自治会

会長 松村 善嗣

3 指定管理者の指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 田原公民館水間分館の事業の実施に関する事。
- (2) 田原公民館水間分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 田原公民館水間分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

(令和6年12月20日掲示済)

奈良市教育委員会告示第26号

田原公民館杣ノ川分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和6年12月20日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市杣ノ川町698番地

田原公民館杣ノ川分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市杣ノ川町266番地の1

杣ノ川町自治会

会長 巽 茂男

3 指定管理者の指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 田原公民館杣ノ川分館の事業の実施に関する事。
- (2) 田原公民館杣ノ川分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 田原公民館杣ノ川分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

(令和6年12月20日掲示済)

奈良市教育委員会告示第27号

富雄公民館元町分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和6年12月20日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市富雄北二丁目2番8号

富雄公民館元町分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市富雄元町四丁目12番4号

富雄公民館元町分館管理協議会

会長 桑原 明史

3 指定管理者の指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 富雄公民館元町分館の事業の実施に関する事。
- (2) 富雄公民館元町分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 富雄公民館元町分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

(令和6年12月20日掲示済)

奈良市教育委員会告示第28号

柳生公民館興ヶ原分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和6年12月20日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市興ヶ原町349番地の1
柳生公民館興ヶ原分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市興ヶ原町409番地の2
興ヶ原町自治会
会長 中北 茂樹

3 指定管理者の指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 柳生公民館興ヶ原分館の事業の実施に関する事。
- (2) 柳生公民館興ヶ原分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 柳生公民館興ヶ原分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

(令和6年12月20日掲示済)

奈良市教育委員会告示第29号

柳生公民館邑地分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和6年12月20日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市邑地町451番地の4
柳生公民館邑地分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市邑地町374番地
邑地町自治会
会長 西久保 寛則

3 指定管理者の指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 柳生公民館邑地分館の事業の実施に関する事。
- (2) 柳生公民館邑地分館の使用承認及び使用制限に関する事。

- (3) 柳生公民館邑地分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

(令和6年12月20日掲示済)

奈良市教育委員会告示第30号

柳生公民館丹生分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和6年12月20日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市丹生町847番地

柳生公民館丹生分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市丹生町836番地

丹生町自治会

会長 柏木 一彦

3 指定管理者の指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 柳生公民館丹生分館の事業の実施に関する事。
- (2) 柳生公民館丹生分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 柳生公民館丹生分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

(令和6年12月20日掲示済)

奈良市教育委員会告示第31号

柳生公民館北野山分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和6年12月20日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市北野山町724番地

柳生公民館北野山分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市北野山町708番地

北野山町自治会

会長 西田 浩樹

3 指定管理者の指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 柳生公民館北野山分館の事業の実施に関する事。
- (2) 柳生公民館北野山分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 柳生公民館北野山分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

(令和6年12月20日掲示済)

奈良市教育委員会告示第32号

興東公民館狭川分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和6年12月20日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市下狭川町3109番地の2
興東公民館狭川分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市下狭川町852番地
狭川地区自治連合会
会長 東田 和臣

3 指定管理者の指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 興東公民館狭川分館の事業の実施に関すること。
- (2) 興東公民館狭川分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 興東公民館狭川分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

(令和6年12月20日掲示済)

奈良市教育委員会告示第33号

興東公民館大平尾分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和6年12月20日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市大平尾町471番地
興東公民館大平尾分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市大平尾町765番地
大平尾町自治会
会長 中 喜史

3 指定管理者の指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 興東公民館大平尾分館の事業の実施に関すること。
- (2) 興東公民館大平尾分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 興東公民館大平尾分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

(令和6年12月20日掲示済)

奈良市教育委員会告示第34号

春日公民館西木辻分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和6年12月20日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市西木辻町200番地の67
春日公民館西木辻分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市西木辻町88番地
八軒町自治会
会長 澤田 正彦
- 3 指定管理者の指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 春日公民館西木辻分館の事業の実施に関する事。
 - (2) 春日公民館西木辻分館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 春日公民館西木辻分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他教育委員会が定める事。

(令和6年12月20日掲示済)

奈良市教育委員会告示第35号

春日公民館大安寺分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和6年12月20日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市大安寺四丁目4番34号
春日公民館大安寺分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市大安寺四丁目4番34号
大安寺地区自治連合会
会長 市川 恵一
- 3 指定管理者の指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 春日公民館大安寺分館の事業の実施に関する事。
 - (2) 春日公民館大安寺分館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 春日公民館大安寺分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他教育委員会が定める事。

(令和6年12月20日掲示済)

奈良市教育委員会告示第36号

春日公民館済美南分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和6年12月20日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市南京終町七丁目554番地の3

春日公民館済美南分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市南京終町 658 番地の3

済美南地区自治連合会

会長 長谷川 憲二

3 指定管理者の指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 春日公民館済美南分館の事業の実施に関する事。
- (2) 春日公民館済美南分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 春日公民館済美南分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

(令和6年12月20日揭示済)

奈良市教育委員会告示第37号

二名公民館二名分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和6年12月20日

奈良市教育委員会

教育長 北谷 雅人

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市二名一丁目 2400 番地の4

二名公民館二名分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市二名平野一丁目 2068 番地

二名地区自治協議会

会長 大木 博

3 指定管理者の指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 二名公民館二名分館の事業の実施に関する事。
- (2) 二名公民館二名分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 二名公民館二名分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

(令和6年12月20日揭示済)

奈良市教育委員会告示第38号

京西公民館平松分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和6年12月20日

奈良市教育委員会

教育長 北谷 雅人

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市平松一丁目 24 番1号

京西公民館平松分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市平松一丁目 21 番18号

平松一丁目自治会

会長 福田 順登

3 指定管理者の指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 京西公民館平松分館の事業の実施に関する事。
- (2) 京西公民館平松分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 京西公民館平松分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

(令和6年12月20日揭示済)

奈良市教育委員会告示第39号

伏見公民館あやめ池分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和6年12月20日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市あやめ池南一丁目7番62号
伏見公民館あやめ池分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市あやめ池南一丁目7番62号
あやめ池地区自治連合会
会長 高西 信治

3 指定管理者の指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 伏見公民館あやめ池分館の事業の実施に関する事。
- (2) 伏見公民館あやめ池分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 伏見公民館あやめ池分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

(令和6年12月20日揭示済)

奈良市教育委員会告示第40号

平城公民館歌姫分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和6年12月20日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市歌姫町1094番地
平城公民館歌姫分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市歌姫町1381番地の1
歌姫町自治会
会長 木下 泰彦

3 指定管理者の指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 平城公民館歌姫分館の事業の実施に関する事。
- (2) 平城公民館歌姫分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 平城公民館歌姫分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

(令和6年12月20日揭示済)

奈良市教育委員会告示第41号

飛鳥公民館白毫寺分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和6年12月20日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市白毫寺町58番地の2
飛鳥公民館白毫寺分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市白毫寺町6番地の2
白毫寺町連合自治会
会長 農澤 順一
- 3 指定管理者の指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 飛鳥公民館白毫寺分館の事業の実施に関する事。
(2) 飛鳥公民館白毫寺分館の使用承認及び使用制限に関する事。
(3) 飛鳥公民館白毫寺分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
(4) その他教育委員会が定める事。

(令和6年12月20日揭示済)

奈良市教育委員会告示第42号

都跡公民館佐紀分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和6年12月20日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市佐紀町3089番地
都跡公民館佐紀分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市佐紀町2846番地
佐紀中町自治会
会長 鳥井 各造
- 3 指定管理者の指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 都跡公民館佐紀分館の事業の実施に関する事。
(2) 都跡公民館佐紀分館の使用承認及び使用制限に関する事。
(3) 都跡公民館佐紀分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
(4) その他教育委員会が定める事。

(令和6年12月20日揭示済)